R 7 営繕 富岡東高等学校 阿南·領家

トイレ改修工事建築

		図 面		ζ	F
通り番号	図番	図 面 名 称	通り番号	図番	図 面 名 称
01	A-00	表紙、図面リスト	29	A-22	《南棟》 1 階男子・女子便所 展開図【改修前】
02	共-01,02	営繕工事共通仕様書(1)(2)	30	A-23	《南棟》1階男子・女子便所 展開図【改修後】
03	共-03,04	営繕工事共通仕様書 (3) (4)	31	A-24	《南棟》2~4階男子・女子便所 展開図【改修前】
04	共-05,06	営繕工事共通仕様書(5)(6)	32	A-25	《南棟》2~4階男子・女子便所 展開図【改修後】
05	改特-01,02	建築改修工事特記仕様書(1)(2)	33	A-26	《北棟》1~4階男子・女子便所 天井伏図【改修前・改修後】
06	改特-03,04	建築改修工事特記仕様書(3)(4)	34	A-27	《南棟》1~4階男子・女子便所 天井伏図【改修前・改修後】
07	改特-05,06	建築改修工事特記仕様書(5)(6)	35	A-28	《北棟》《南棟》建具表(1)
		《共 通》	36	A-29	《北棟》《南棟》建具表(2)
08	A-01	付近見取図・配置図・支障物件図			《屋外》
09	A-02	仕上表	37	A-30	《屋外》平面詳細図・建具表【改修前・改修後】
10	A -03	各部詳細図(1)			《その他》
11	A-04	各部詳細図(2)	38	A-31	仮設計画図(1)
12	A-05	各部詳細図(3)	39	A-32	仮設計画図(2)
		《校 舎 棟》	40	A-33	留意事項・参考工程表
13	A-06	1 階平面図			
14	A-07	2階平面図			
15	A -08	3 階平面図			
16	A-09	4 階平面図			
17	A-10	《北棟》 1 階男子便所 平面詳細図【改修前・改修後】			
18	A-11	《北棟》 1 階女子便所 平面詳細図【改修前・改修後】			
19	A-12	《北棟》 2~4 階男子便所 平面詳細図【改修前・改修後】			
20	A-13	《北棟》 2~4階女子便所 平面詳細図【改修前・改修後】			
21	A-14	《南棟》 1 階男子便所 平面詳細図【改修前・改修後】			
22	A-15	《南棟》 1 階女子便所 平面詳細図【改修前・改修後】			
23	A-16	《南棟》2~4階男子便所 平面詳細図【改修前・改修後】			
24	A-17	《南棟》 2 ~ 4 階女子便所 平面詳細図【改修前・改修後】			
25	A-18	断面詳細図【改修前】			
26	A-19	断面詳細図【改修後】			
27	A-20	《北棟》 1 ~ 4 階男子・女子便所 展開図【改修前】			
28	A-21	《北棟》 1 ~ 4 階男子・女子便所 展開図【改修後】			

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係 長	課員	担当

徳島県県土	整備部営繕 課	工事名	R 7 営繕 富岡東高等学校 阿南・領家 トイレ改修工事建築	図面番号 A-00	M I
設計 R6. 6	竣工	図面名	表紙、図面リスト	縮尺 A2=- A3=71%	管理 1級 徳島

営繕工事共通仕様書

I. 工事概要

1. 工事名称

R7営繕 富岡東高等学校 阿南 領家 トイレ改修工事建築

2 丁事場所

阿南市領家町走寄102-2

3. 建物概要

建物名称	北棟、南棟、屋外便所
構造∙規模	北棟 RC造 4階 改修対象面積:174.65m° 南棟 RC造 4階 改修対象面積:177.96m° 屋外便所 S 造 1階 改修対象面積:40.20m°
敷地面積	
延床面積	北棟 3,912㎡ 南棟 3,169㎡ 屋外便所 149㎡
消防法施行令別	- 長第1の区分 7項

4. 工事種目

種目	工事概要
建築一式工事	トイレ改修工事一式

5. 猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- ① 作業不能日数: 5日間
- ② 観測地点:環境省が公表する四国地方_徳島_ 蒲生田 地点
- ③ 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方。億島 蒲生田 地点における WBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が ①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- ④ 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領(案)」による。

6. その他

- ① 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特例措置の対象工事である。
- ② 本工事は、下請次数を制限する試行工事である。
- ・受注者は、下請次数が4次以上となる場合には、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しの提出に併せて理由書(様式第1号)を発注者に提出するものとする。
- ・ 受注者は、下請次数が4次以上となり、発注者からヒアリング等を求められた場合は、これに応じなければならない。

Ⅱ. 営繕工事共通仕様書

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

•	公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	令和4年版(以下「標仕」という。)
	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	令和4年版
	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	令和4年版
	公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)	令和4年版(以下「改標仕」という。)
	公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)	令和4年版
	公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)	令和4年版
	木造建築工事標準仕様書	令和4年版
٠	建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)•同解説	令和5年版
	建築工事標準詳細図	令和4年版(以下「標準図」という。)
	公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	令和4年版
	公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)	令和4年版
٠	敷地調査共通仕様書	令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。

	建築工事監理指針	令和4年版(以下「監理指針」という。)
٠	建築改修工事監理指針	令和4年版
	電気設備工事監理指針	令和4年版
٠	機械設備工事監理指針	令和4年版

2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- 質問回答書(②から⑤に対するもの)
- ② 補足説明書
- ③ 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
- 4 図面
- ⑤ 公共建築工事標準仕様書等

工事実績データの登録

受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅんエ・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

共-01 営繕工事共通仕様書(1)

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

- ・登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- ・しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- 訂正時は、適宜とする。

なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

② 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

設計者情報:株式会社宮建築設計事務所 管理建築士 清水 康代 番号 333707

工事名: R 7 営繕 富岡東高等学校 阿南・領家 トイレ改修工事建築

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日)をいう。

6. 施工計画書等

- ① 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
- ② 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- ③ 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

- (↑) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなけれ ばならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事 前に監督員に提出しなければならない。
- ② 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名 争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。
- ③ 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8. 施工体制台帳及び施工体系図

① 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約(以下の3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

② 施工体系図の作成及び掲示

受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する 法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

④ 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

⑤ 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下語契約を締結したときは下語契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き 14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

⑥ 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9. 電気保安技術者等

- ① 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
- ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
- 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- ② 工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10 施工中の安全確保

- ① 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- ③ 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
- ④ 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9 月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に従い適切に処 理すること。
- ⑤ 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確 認を受けてから工事着手すること。
- ⑥ 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない
- ⑦ 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- (8) 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ローブ掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ローブ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を 行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
- 受注者は、機械等を育物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
- (順) 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンブトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により
- ① 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
- ① 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
- ② 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せ て確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- ⑤ 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- ⑥ 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
- (7) 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート 等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番級等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるとき は、作業を中止すること。
- (18) 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
- (項) 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
- ② 事故により、停雷、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること
- ② 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議するこ

- ② 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 11. 撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12 交诵安全管理

- ① 輸送災害の防止
- 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、 交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない、特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与え るおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
- ② 過積載による違法運行の防止
- 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。
- 積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
- ・ さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
- 過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
- 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
- 過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある
- 13. 発生材の処理等
- ① 発生材の処理等は、次により適正に行う。
- 1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
- 2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱 その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵 守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
- 3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
- 4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
- 5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
- 6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されて いるか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければなら
- ② アスベスト
- 。 / ハンハー 打)解体前に大気汚染防止法に基づくアスペスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結 果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。
- (あり ・ なし 既存の分析調査結果の貸与
- 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び関係法令により行うこと。
- 事前調査は、建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)、又はこれと同等の能力を有する者が行うこと。
- ※同等の能力を有する者とは、(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。
- 発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。
- その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。
- ・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
- ・調査結果は3年間保存すること。
- 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
- 3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。
- 事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
- 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
- ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。
- ③ 建設リサイクル法通知済証の掲示
 - 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法 施行令で定める基準以上のもの)においては、エ事現場の公衆の見やすい場所にエ事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、エ事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければ ならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通 知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
- ④ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)に基づく対応は、以下のと
- j) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事
- 又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場
- (に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターのコブリス・ブラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定され る工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コブリス・ プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
- 4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
- 5) 受注者は、工事完了後速やかにコブリス・ブラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
- 6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること
- 7) 受注者は、コプリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
- 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
- ⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等
- 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法 等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に 提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
- ⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知
- 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特配に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

設計者情報:株式会社宮建築設計事務所 管理建築士 清水 康代 番号 333707 共-03 営繕工事共通仕様書(3) 工事名: R 7 営繕 富岡東高等学校 阿南・領家 トイレ改修工事建築

(8) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載され

た事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。

の 建設発生土の最終搬出先の記録・保存

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。 さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。

ただし、以下の(1)~(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所(当該管理者が受領書を交付するもの)
- (2) 他の建設現場で利用する場合
- (3) ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤート

14. 材料·製品等

- ① 本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
- 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図 書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書 中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新版)」記載品を指すも

③ 県産木材の原則使用

- ハンエン・ハンスのの人の (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
- 2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
- (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
- (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
- 3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に 提出し、承諾を得なければならない。
- 4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証 明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
- 5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
- ④ 製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ポード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を

含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、そ れらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うもの

とし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月 1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の 時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

(5) 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。

⑥ 県内産資材の原則使用

- 1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- 2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

県内産資材(次のいずれかに該当するもの)

- 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品
- 徳島県内の工場で加工、製造された製品
- (注) ・部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。
 - ・ 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。
- 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下、「県内企業調達建材等」という。)を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。

なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない

② 退内産車生砕石の原則使用

ストンとイニンドロングルスにパー 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。 ⑨ アスファルト舗装の材料

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として 使用しなければならない。

受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。 徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

15. 化学物質を発散する建築材料等

- 本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。
- ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少
- ② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ④ 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

- ① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
- ② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
- ③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
- (4) 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、 受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
- (5) 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事差手前に資格者名箋及びその証明書籍等を監督員に提出すること。
- (6) 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
- ⑦ 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

設計者情報:株式会社宮建築設計事務所 管理建築士 清水 康代 番号 333707 共-04 営繕工事共通仕様書(4)

17. 建設機械等

① 排出ガス対策型建設機械

本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機 械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された 民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同 等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場に おいて使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。

② 低騒音 低振動型建設機械

本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理 人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない 機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、 徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。

本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和 25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

18. 遠隔臨場の試行

- ① 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
- ② 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- ② 受注者は、本工事において使用する工事看板・パリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- ③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。 ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。
- 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
- 当初請負金額が200万円未満の工事

20. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

① 当初請負対象金額(設計金額)1千万円未満の工事

原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(洋式トイレ)」を設置しなければならない。

② 当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上3千万円未満の工事

原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。

③ 当初請負対象金額(設計金額)3千万円以上の工事

原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

(注)洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

(注)快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事 しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22 丁事检查及75技術检查

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	_	10
3千万円以上5千万円未満	_	2回
5千万円以上1億円未満	10	2回
1億円以上	2回	3回

(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

- (注)一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。
- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23. 完成図等

- ② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」とすること。

- 竣工図(製本3部、電子データ2部)(サイズ:監督員の指示による)
- 工事写真(電子データ2部)
- ・ 使用材料一覧表(竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部)
- 保全に関する資料
- その他監督員が指示する図書(必要部数)
- ④ しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及リジナル形式をCD-R等に保存する。
- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。

工事名: R 7 営繕 富岡東高等学校 阿南・領家 トイレ改修工事建築

- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

24. デジタル工事写真の小黒板情報電子化

- ① 受注者は、デジタルエ事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタルエ事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下「対象工事」という。)とすることができる。
- ② 対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。

本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負額に応じて付保する。(標準請負契約約款 第55条)

- 対象物
 - 工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。
- 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。

・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)

鉄筋コンリルト造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額

- ④ 保険終期
- 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
- 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26. 公共事業労務費調査

- ① 当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する 等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- ④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27 暴力団からの不当要求又は丁事妨害の排除

- 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合(②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けしなければならない。
- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるわそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合 は、「徳島県 公共工事標準請負約款」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- (6) 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に 工期延長の請求を行わなければならない。

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

工事名: R 7 営繕 富岡東高等学校 阿南・領家 トイレ改修工事建築

皿. 建築改修工事特記仕様書

1章 改修一般共通事項

施工条件

施工条件は次による。

- ① 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
- ② 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
- ③ 工事車両等の配置及び経路は、日・時により制限があるので事前に打合せを行うものとする
- ④ 工事車両の搬入搬出は、8:40以降に行うこと。15:40~17:00の間の下校時の搬出入は、生徒の往来が多いため、極力控えること。なお、通行することが予想される場合は、
- ⑤ 事前に施設管理者と協議をすること。

その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

2. 施工調査

調査期間

本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。

調査期間は 1 週間とする。切り回し時期については、施設管理者と協議 とする。

3. 交诵誘導警備員

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 90 日間配置すること。

- ① 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が
 - (義務付けられている ・ 義務付けられていない)
- ② 警備員は、延 90 人 (昼 90 人、夜 0 人:うち検定合格警備員 0 人)を見込んでいる。
- ③ 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
- ④ 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
- ⑤ 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注 者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- ⑥ 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

4. 産業廃棄物の処理

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート	コンクリート 県南クリーン(有)		阿南市津乃峰町西分178-1	6.3	1.000	+
(無筋)	(中間処分)		阿南市津乃峰町西分178-1	0.3	1,000	١ '
金属(処分)	虎尾商事(有)		阿南市橘町東中浜174番地	6.7	0	+
並属(処力)			阿南市橘町東中浜174番地	0.7		ć.
ガラス	脚徳島県環境整備公社(橘)		阿南市橘町小勝187番の地先	14.1	5,640	+
77.7			阿南市椿町小勝187番の地先	14.1		'
木材	(左)丰盐		阿南市桑野町尾花117番地	11.8	10.000	+
<u></u> 1111	マ材 (有)青藍		阿南市桑野町尾花117番地	11.8	10,000	τ
廃プラ	財徳島県環境整備公社(橘)		阿南市橘町小勝187番の地先	14.1	35.000	
発ノフ			阿南市椿町小勝187番の地先	14.1	35,000	t
石膏ボード	(有)山一建設		阿南市市場町香美字西原284-1	E1.0	15.000	
口号小一	(有)山一建設		阿南市市場町香美字西原284-1	51.8	15,000	t

(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- ・上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
- ・コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
- 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

5. 有価材の処理

- ① 有価材 (鉄骨・軽量鉄骨 アルミサッシ スチールサッシ)
- ② 古物商で適切に処理すること。

2章 改修仮設工事

1. 敷地の状況確認

着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の 状況を確認し、監督員に報告すること。

2. 足場等

- ① 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。
 - 1) 労働安全衛生法に基づく構造規格
 - 2) (一社)仮設工業会の認定基準

また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。

② 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄 労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。

届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。

届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。

設計者情報:株式会社宮建築設計事務所 管理建築士 清水 康代 番号 333707 改特-01 建築改修工事特記仕様書(1)

工事名: R 7 営繕 富岡東高等学校 阿南・領家 トイレ改修工事建築

- ③ 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。
- ④ 外部足場(図示の通り)
- 壁つなぎ間隔(水平方向: m以下、鉛直方向: m以下)
- ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(標仕2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式 により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3) 手すり先行専用足場方式により行うことができる。
- ⑤ 内部足場(脚立足場)
- 壁つなぎ間隔(水平方向: m以下、鉛直方向: m以下)
- ⑥ 仮囲い(図示の通り)
- ⑦ ゲート(有 · 無 図示の通り)
- ⑧ 足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。
- 9 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。
- ⑩ 受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり 袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。
- ① 石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場繋ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第 21号)を遵守し作業を行うこと。
- ① その他
- 3. 養生
- ① 既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法:普通合板+塩化ビニル製床養生シート)
- ② 既存部分の家具等の養生範囲は図示による。(養生方法:)
- ③ 仮間仕切りは、(A種 ・ B種 ・ C種)とする。(養生方法:
- 4. 工事用用水、電力等
- ① 既存電力利用(出来る ・ 出来ない)、電力料金(有償 ・ 無償)ただし、施設管理者と協議すること。
- ② 既存用水利用(出来る 出来ない)、電力料金(有償 ・ 無償)ただし、施設管理者と協議すること。
- 5. 工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等
- ① 同用地は、(図示の場所に 用意していないので業者にて)設けること。ただし、施設管理者と協議すること。
- ② 借地借家料 円

3章 防水改修工事

- シーリング
- ① シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。
- ② プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。
- ③ 監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。
- ④ シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(: 行う・ 行わない)。
- ⑤ 外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験)を行う。
- ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。
- ⑥ 種類及び施工箇所

υ.	1主双及しル	5上巴//					
	記号	材 質	既 存	施工箇所	改修工法	寸 法	接着試験
	SR-1	1成分シリコーン系	撤去	水回り設備等	充填工法	5 × 5	
	SR-2	2成分シリコーン系					
	PS-2	ポリサルファイド系					
	MS-2	変成シリコーン					
	PU-2	ポリウレタン系					

4章 内装改修工事

- 1. 一般事項
- ① 工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。
- ② 各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。
- 2. 撤去並びに下地補修

各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。

① 床改修

风政体化工门切除五 以保	(政体11100除去 (以保10.2.2(1)多照					
種 類	撤去工法	撤去範囲	備考			
ビニール床シート ビニール床タイルゴム系 床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	全面・一部(図示)				
合成樹脂塗床	機械的除去工法目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)	同上				
フローリング張床	改標仕6.2.2(1)(ウ)	同 上				
床タイル	改標仕6.2.2(1)(エ)	同 上				
床組	改標仕6.2.2(1)(才)	同 上				

設計者情報:株式会社宮建築設計事務所 管理建築士 清水 康代 番号 333707 改特-02 建築改修工事特記仕様書(2)

工事名: R 7 営繕 富岡東高等学校 阿南・領家 トイレ改修工事建築

コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(2)参照

下地の状況	下地処理方法	備考欄
凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エボキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合
欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、 カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修

改修後の床の清掃範囲は図示する。

② 壁改修

- コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2(1)参照
- 間付切壁物夫に伴う構造体の補修

モルタル塗り ※施工場所は図示による。

塗り厚25mm超の場合の補修を (行う	行わない)				
機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容				
油圧クラッシャ使用					
ダイヤモンドカッター使用	床・壁カッター切箇所 図示による				
ハンドブレーカー使用	土間、RC壁等 図示による				
アグレッシブウォータージェット使用					

木製及び軽量鉄骨間仕切り壁 改標仕6.3.2(2)、(3)及び(4)参照

撤去区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容
壁下地を含む全面	
ボード面まで	図示
ボード面を残し仕上げのみ	図示

③ 天井改修 改煙什642参昭

撤 去 区 分	既存壁取合の補修範囲及び内容					
天井下地を含む全面						
ボード面まで	図示					
ボード面を残し仕上げのみ						

- 既存天井面に直接新たな仕上げ材を張付ける。
- 既存天井塗装仕上げ面を塗替を行う。

3. 木工事

① 木材、合板等は、品質、含水率、出荷量等を記録した出荷証明書を監督員に提出する。

含水率は (A · B) 種とする。 ② 木材の品質

保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の性能区分のうち、K2からK4までの保存処理(JIS K 1570)(木材保存剤)に規定する木材保存剤(ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)に適合したものとする。)、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。)が施されているもの又は認証木材建材(AQマーク表示)として認定された保存処理材を使用するものとする。

4. 床張り用合板等

① ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の普通合板等を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾 を得るものとする。

② 普通合板

_											
	施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	備考			
	床		12	ラワン	I類	C-D					

③ 構造用合板

施工 箇所	品名	厚さ (mm)	等級	単板の 樹種名	接着の 程度	板面の 品質	保存処理	有効断面 係数比	防虫処理	強度等級	備考

4) パーティクルボード

•	, , , , , ,							
	施工 箇所	厚さ (mm)	表裏面の状態 による区分	曲げ強さ による区分	接着剤 による区分	耐水性 による区分	難燃性 による区分	備考
	床	20	素地	18	М	М		
				·				

⑤ 構造田パラ川

神追用ハイル									
施工箇所	品名	寸法 (mm)	等級	備考					
	=								
	1								

設計者情報:株式会社宮建築設計事務所 管理建築士 清水 康代 番号 333707

工事名: R 7 営繕 富岡東高等学校 阿南・領家 トイレ改修工事建築

5. 諸金物等

- ① 下地材及び造作材の釘は、JIS A 5508の規格品とする。
- ② 木ねじはJIS B 1112(十字穴付き木ねじ)又はJIS B 1135の規格品とする。
- 認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得る ものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18.2.15)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法 性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに 定める合法な木材であることの証明は不要とする。

6. 軽量鉄骨壁下地

- JIS A 6517の規格品とする。
- ② スタッド、ランナ等の種類は、 (90 型)とし、改標仕表6.7.1による。
- ③ 出入口及びこれに準ずる開口部の補強は (改標仕6.7.4(5)による
- ④ ダクト類の開口部の補強にあたり、取付け強度を必要とする場合は、監督職員との協議による。

7. 軽量鉄骨天井下地

- ① JIS A 6517の規格品とする。
- ② 野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕表6.6.1による。
- ③ 耐震性を考慮した補強及び屋外の軒天、ピロティー天井等における耐風圧性を考慮した補強は、図示による。
- ④ 既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえ使用すること。
- ⑤ 建築基準法に基づき定められた区分等

基準風速Vo)=() m/s	•						
地表面粗度	区分(I		I	٠	Ш	٠	IV)	
積雪区分	建設省	告示!	第145	5号	別	表()	

- ⑥ 屋外の野縁受け、つりボルト及びインサート、野縁の間隔は図示による。
- ⑦ ダクト等によって、つりボルトの間隔が900mmを超える場合の、補強方法は図示による。
- ⑧ 天井のふところが3m以上の箇所の補強方法は図示による。
- 9 天井下地材における耐震性を考慮した補強方法は図示による。
- ⑩ 屋外の軒、ピロティ等の天井における耐風圧性を考慮した補強は図示による。

8. ビニル床シート張り(JIS A 5705)、ビニル床タイル張り (JIS A 5705)、及びゴム床タイル張り

材質	種類・	種類	色柄	厚さ	幅木		接着剤	施工箇所	備考	
171 貝	性規	住棋	Em	子で	材質	厚さ	高さ	1女/目月1	爬工百万	1/用 行
ビニル系樹脂	複層	FS	マーブル	2. 0	ビニル系 樹脂		100	エポキシ樹脂 系	便所	

9. せっこうボードその他ボード及び合板張り

٠.	こが一下をの他が一下及び自教派グ							
	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等の 区分	小ねじ・釘 接着剤の種類	下地の種類	備考
	せっこうボード JIS A 6901の規格品	壁	突付け	12.5	不燃	標準仕様書による	LGS	
	化粧せっこうボードトラバーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井	突付け	9. 5	不燃	標準仕様書による	LGS	
	普通合板 農林省告示第233号	壁	突付け	12		標準仕様書による 接着剤: I類	LGS	ライニング
	パー (5) ポードスないこのナル フルード・サース ロー・ナー・ナー・フ							

合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルテヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督 員の承諾を得るものとする。

10. モルタル塗り

	施工箇所	仕上げの種類	頃	目地の材質	防水の有無	備考
	壁	金こて			無	図示
_		4D 1D 5D V 174M	nπ.	- A		

- ① モルタルは (現場調合材料 ・ 既調合材料)とする。
- ② 現場調合材料の場合は改標仕6.15.3(1)(ア)、既調合材料の場合はJIS A 6916による。目地の位置及び寸法は図示による。
- ③ 防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。
- ④ 総塗り厚さが25mm以上となる場合は、剥落防止工法とすること。

改特-03 建築改修工事特記仕様書(3)

壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆ ☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を 得るものとする。

設計者情報:株式会社宮建築設計事務所 管理建築士 清水 康代 番号 333707 改特-04 建築改修工事特記仕様書(4)

5章 鉄筋工事

1. 材料

٠.	173 477			
	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)
	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295 SD345	D16以下 D19以上D25以下
	_	建築基準法の規定に 基づき認定を受けた鉄筋	_	
	JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状: 寸法:100×100	径:6 Φ

2. 材料試験

材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。

3. 鉄筋の継手及び定着

- ① 鉄筋の継手は(重ね継手 ・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手)とする。原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手を用いない。
- ② 鉄筋の継手の位置は図示による。
- ③ 結束線の端部は内側に折り曲げる。
- ④ 柱、梁の主筋は、(ガス圧接継手 機械式継手)とする。
- ⑤ 耐力壁の鉄筋を重ね継手とする場合、重ね継手の長さは(
- ⑥ 先組み工法の柱、梁の主筋の継手は同一箇所としてもよい。
- ⑦ スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。 ただし、地階を有しない1階土間を除く。
- ⑧ 鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。
- ⑨ 鉄筋の定着方法及び長さは図示による。

4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔

- ① 柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。
- ② 目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。
- ③ 杭基礎の場合のかぶりの厚さは、杭天端からとする。
- ④ 各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図[1節-基礎及び基礎梁の配筋]~[7節-梁貫通孔その他配筋]による。

主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。

6章 コンクリート工事

1. 一般事項

- ① コンクリートの種別
- I類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート)
- ・ II 類(JIS A 5308への適合したコンクリート)
- ② 設計基準強度

以可坐牛强反								
コンクリートの種類	の種類 設計基準強度 調音 Fc(N/mm2) Fi		スランプ (cm)	強度試験の 有無	種別	気乾単位容積 重量(t/m3)	適用箇所	
普通コンクリート	コンクリート 18		18	無		2.3	土間	
普通コンクリート	21	21+S	18	有		2.3	スラブ	

- ③ 構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正値(S)を加えた値とする。
- なお、構造体強度補正値(S)は標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢 28日までの予想平均気温に応じて定める。
- ④ コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。
- 第4週強度確認

原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。

2 コンクリートの仕上がり

- ① コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕表6.2.3による。
- ② 合板せき板を用いる打放し上げの種別は(A B C)種とする。
- ③ コンクリートの仕上がりの平たんさは標仕 表6.2.5による。
- 3. 普通コンクリート
- ① セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント ・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種)とする。 高炉セメントB種適用箇所(フライアッシュセメントB種適用箇所(
- ② 骨材は、標仕6.3.1(2)による。
- ③ 細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(できる できない)。
- ④ 細骨材に含まれる塩化物量は、NaCI換算で0.04%以下とする。
- ⑤ コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m3以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。
- ⑥ 試練りは(行う ・ 行わない)。
- ⑦ 所要空気量は4.5%±1.5%とする。

設計者情報:株式会社宮建築設計事務所 管理建築士 清水 康代 番号 333707 改特-05 建築改修工事特記仕様書(5) 工事名: R 7 営繕 富岡東高等学校 阿南・領家 トイレ改修工事建築

- ⑧ 受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。
 - 1) コンクリート中のアルカリ終量の抑制

アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m3に含まれるアルカリ総量をNa2O(エヌエーツーオー)換算で3.0kg以下にする。

2) 抑制効果のある混合セメント等の使用

JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント[B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント[B種またはC種] もしくは混和材をポルト ランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。

3) 安全と認められる骨材の使用

骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。

試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学 法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルパー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタル

- ⑨ 混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。
- 4. レディミクストコンクリート工場の指定

工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。

5. 型枠

1)	型枠は、(県産木製	型枠 •	合板	金属	属製	樹脂	系 •	打记	込み型枠	•	ブロック)とする。	
	型枠の種別	仕上げ種別	塗装(の有無	材質		厚さ						適用箇所
	県産木製型枠	_	な	īυ		П							
	標仕6.8.2 (2)(ア)	A種	ā.	5 9									
	標仕6.8.2 (2)(イ)	B種	な	ìί		П	12						開口補修
	標仕6.8.2 (2)(イ)	C種	な	ìυ									
	海什らりつ (つ)(人)	並活刑抗	T +			\neg		\neg					

- ② スリーブの材種(標仕6.8.2(9)
- ③ 打ち放し仕上げの打ち増し厚さは(図示)mmとし、打ち増しの範囲は図示による。
- ④ 打ち放し仕上げのコーンは原則、Pコンとする。また脱型後の穴埋めは、樹脂モルタルにより打ち放し面より 2mm程度、引込める。

7章 金属工事

- 1. 乾式置床
- ① 支持脚:金属製ポルト+緩衝材(ゴム製)
- ② 台座:パーチクルボード
- ③ ボード:パーチクルボード 20mm
- ④ 用途タイプ: 文教フロアタイプ
- 2. 天井点検口

スカベスロ					
材種	寸法	形	式	外枠	内枠
アルミ	600 × 600	一般形		額縁	

製造所: 評価名簿による。

4 11					
材種	表面処理	形式	取付箇所	備考	
SUS304	HL	各部詳細図参照	各部詳細図参照		

8章 ユニット及びその他工事

トイレブース

٠				
1	表面材の処理	脚部	ドア:	エッジ
	衣画物の処理	形状	形状	材質
	メラミン化粧板	SUS幅木	Rエッジ	アルミ

- ② 製造所: 評価名簿による。
- ③ 非常時外開機能付きとする。
- ② トイレブースのパネルの材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆のトイレブースのパネルを使用できない場合は、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を持てるようなは、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆のトイレブースのパネルを使用できない場合は、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を持てるような。 得るものとする。

2 手すり及びタラップ

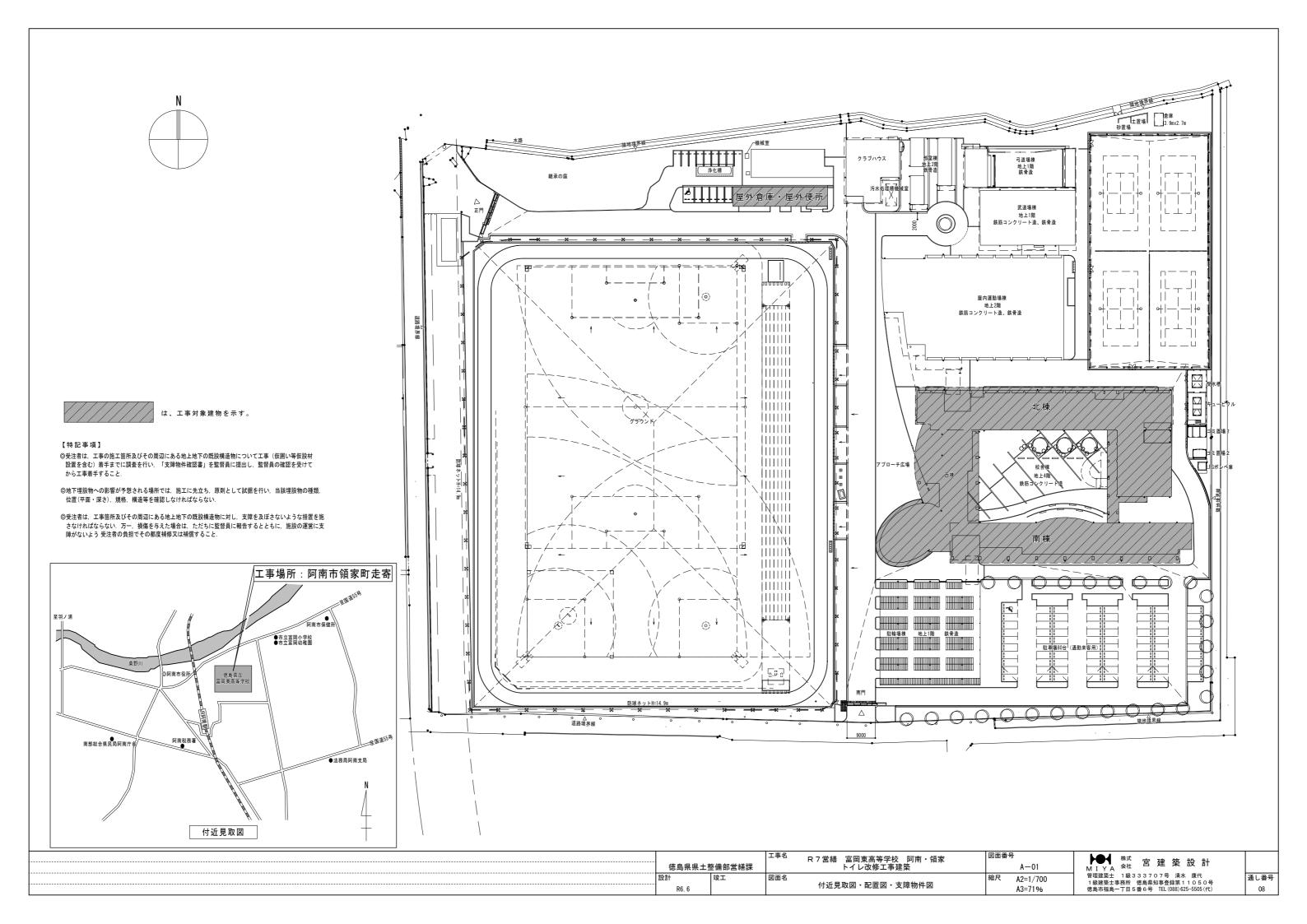
۷.	丁ラリス () アノノノ					
1	材種	表面の処理	直径	取付箇所	備考	ĺ
	SUS304	HL	34 φ	図示	手すり	Ĺ

- ② 手すりの支柱は、コンクリートあるいはモルタルの中に入る部分であっても錆止め処置を行うこと。

防湿性を有するもので、厚さ5mmとし、一部フロスト加工とする。

- 4. 洗面カウンター
- ① 材種 (メラミン樹脂化粧板張り(心材:集成材) ・ 人工大理石
- ② 奥行き(約450 ・ 約600
- ③ 詳細は共通詳細図による。

設計者情報:株式会社宮建築設計事務所 管理建築士 清水 康代 番号 333707



20																
日		/DI														
				/L +¥			11. +*				11 + 2				11 +¥	
## ***			/3° 2 - 31	1工 惊						b* - 7 ± # 04 1 / 2			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		1工 惊	
1997 1997				7.1												
200-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	EPS	甩	凤設備用ハイノン	7/1					_	7 7 X 7 - N 24 K g / m3	t 100					
株式の中で	CB	7'.	カリートフ [*] ロッカ ೧ 毛番							会成樹脂調会∧°ハル涂	LI					
Price	RC					 			·							
1				-60		ub 53. 5	1041 E 2 C 7	1/3m Nim 10047±2								
	M					GR-F12 5	強化せっこうポート゚ t12.5) · / ± /					
日本語画学的	S					<u> </u>										
15 15 15 15 15 15 15 15	LGS															
20 1	AL								-							
1	SUS					不燃メラミン化粧板t3				-						
20%+1-Cで仕上 10% 1										-	放形塗料塗り					
	Cこて	גב	クリートこて仕上			ピニルクロス	ピニルクロス AAランク	不燃 NM-9839程度	ŧ							
Part Part	C金ごて	גב	クリート金ごて仕上			耐水B12	ラワン合板(I類) t 12		AS防水	7スファルト防水E-2+防水イ	呆護コンクリート					
************************************	M金ごて	ŧJ	タル金ごて仕上													
************************************						タイルA	100角せっ器質施ゆうタイル									
	FS	ť	ニル床シート張り t	2. 0	(溶接工法)	タイルB	100角陶器質施ゆうタイル									
大・麻・麻楝(リニューアル))内 部 仕 上 表	FS (H/V	用) t [*]	ニル床シート張り t	2.0 抗菌仕様	(溶接工法)	汚垂れタイル	800×600角テーパー仕様(t=13) 磁器質	91h								
R R R R R R R R R R	VB	軟	質ピニル巾木													
R R R R R R R R R R																
子子 日本 日 日本 日 日 日本 日 日 日本 日 日本 日 日本 日 日 日本 日 日 日 日	《 北	上棟・南棟(リ	ニューアル	ン)》内 部 仕	上表									·		
子子 日本 日 日本 日 日 日本 日 日 日本 日 日本 日 日本 日 日 日本 日 日 日 日	mak		-1 15-35-76	E	 末		中木 特記無き下地は壁同材 特記無き中木HはH=60		壁		77 43		天 井			
RC-7277h/防水・M(2~4階)	階	至 名	改修前後	下 地	仕 上	下 地		下 地	仕 上	:	-	下 地	仕 上	大井局	備考	Ī
RC+M (CP版去)		男子便所	改修前	RC+M(1階) 【一部撤去】	タイルA【撤去】	М	91NB	RC+M	51NB (H=1, 500)		塩ビ【撤去】	LGS【撤去】	GB-D9.5【撤去】	2,600~2,650	トイレフ゛ース【撤去】 SUS	S面台【撤去】
CB+M [撤去]	共通							RC+M (EP撤去)	EP (H=1, 100)							
大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田						CB+M【撤去】	タイルB【撤去】		タイルB【撤去】							
特別															化粧鏡【撤去】	
RC+7スファルト防水+M(2~4階) +乾式置床【新設】 M【新設】 不燃/ラミン化粧板t3(モルクル面)【新設】 DLGS 【新設】 耐水B12+不燃メラミン化粧板t3(ライニング)【新設】 女子便所 改修前 RC+M(1階)【一部撤去】 タイルA [撤去】 M タイルB RC+M タイルB (H=1,500) 塩ビ【撤去】 LGS [撤去】 GB-D9.5 [撤去】 2,600~2,650 トイレフ・ス [撤去】 SUS面台 [撤去】			改修後	RC+M(1階)	FS【新設】	壁仕上【新設】	VB【新設】	51NA	不燃メラミン化粧板t3(タイル面)【新	設】	塩ビ【新設】	LGS【新設】	GB-D9.5【新設】	2, 600	トイレフ゛ース【新設】 モップ	が掛け【新設】
+ 乾式置床【新設】				+乾式置床【新設】				樹脂モルタル【新設】	不燃メラミン化粧板t3(モルタル面)【新	f設】					棚【新設】 天井	井点検口【新設】
女子便所 改修前 RC+M(1階) [一部撤去] 54ルA [撤去] M 54ルB RC+M 94ルB RC+M 94ルB BC-M BC-M 94ルB BC-M 94ルB BC-M BC-M <th< td=""><td></td><td></td><td></td><td>RC+アスファルト防水+M(2~4階)</td><td></td><td></td><td></td><td>M【新設】</td><td>不燃メラミン化粧板t3(モルタル面)【新</td><td>f設】</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>化粧鏡【新設】 汚動</td><td>垂れタイル【新設】</td></th<>				RC+アスファルト防水+M(2~4階)				M【新設】	不燃メラミン化粧板t3(モルタル面)【新	f設】					化粧鏡【新設】 汚動	垂れタイル【新設】
7/10/11/2007				+乾式置床【新設】				LGS【新設】	耐水B12+不燃メラミン化粧板t3(ライ:	ニング)【新設】					手洗いカウンター【新設】	
RC+7ススファルト防水+M(2~4階) 9イルA [撤去] F摺 [撤去] F搭 [撤去] F洗いかから- [撤記] Fが [取引] Fが [x をい] Fが [x explanation of the policy F explanation of the policy		女子便所	改修前	RC+M(1階) 【一部撤去】	タイルA【撤去】	М	91NB	RC+M	91NB (H=1, 500)		塩ビ【撤去】	LGS【撤去】	GB-D9.5【撤去】	2, 600~2, 650	トイレフ゛ース【撤去】 SUS	S面台【撤去】
				RC+7スファルト防水+M(2~4階)	タイルA【撤去】			RC+M	EP(H=1, 100) 【撤去】						手摺【撤去】 手浴	洗いカウンター【撤去】

《屋外(リモデル)》内 部 仕 上 表

【一部撤去】

+乾式置床【新設】

+乾式置床【新設】

RC+アスファルト防水+M(2~4階)

FS【新設】

CB+M【撤去】 タイルB【撤去】

壁仕上【新設】 VB【新設】

_											
1 陛	屋外便所(男子)(女子)	改修前	RC+M【一部撤去】	₹ルタル金コテ押エ【一部撤去】	CB150, RC+M	タイルB	CB150, RC+M	FL+1900まで、タイルB (貼り厚30)	-	高圧木毛セメント板の上EP-G	トイレブース【取り外し】
'			(設備工事)	(設備工事)			CB150, RC+M	FL+1900より上部はコンクリートブロック化粧積み素地			カウンター
											鏡
		改修後	RC+M【一部新設】	モルタル金コテ押エ【一部新設】	CB150, RC+M	タイルB	CB150, RC+M	FL+1900まで、タイルB (貼り厚30)	-	高圧木毛セメント板の上EP-G	トイレブース【再取り付け】
							CB150, RC+M	FL+1900より上部はコンクリートブロック化粧積み素地			カウンター
											鏡

タイルB【撤去】

不燃メラミン化粧板t3(タイル面)【新設】

不燃メラミン化粧板t3(モルタル面)【新設】

不燃メラミン化粧板t3(モルタル面)【新設】

耐水B12+不燃メラミン化粧板t3(ライニング)【新設】

塩ビ【新設】 LGS【新設】 GB-D9.5【新設】

アスベスト含有建材調査リスト	77	育建材調査!	スト
----------------	----	--------	----

棟 名	建材名	工事名称	工事期間	竣工年月日	AS含有建材製造年月日	AS含有の有無	
南棟	GB-D9. 5	徳島県立富岡東高等学校改築工事のうち建築工事 (1工区)	平成18年7月8日~平成20年1月31日	平成20年1月15日(2008年)	1972~1986	無	
南棟	ASルーフコーチンク*	徳島県立富岡東高等学校改築工事のうち建築工事(1工区)	平成18年7月8日~平成20年1月31日	平成20年1月15日(2008年)	~2002	無	
北棟	GB-D9. 5	徳島県立富岡東高等学校改築工事のうち建築工事 (2工区)	平成18年7月8日~平成20年1月31日	平成20年1月15日(2008年)	1972~1986	無	
北棟	ASルーフコーチンク*	徳島県立富岡東高等学校改築工事のうち建築工事 (2工区)	平成18年7月8日~平成20年1月31日	平成20年1月15日(2008年)	~2002	無	

※表記なき室については、工事対象外を示す。			工事名 R 7 営綿	医 虽叫果同守子仪 凹用"限多	図面番号	П
※改修範囲については、別図参照。	徳島県県土	整備部営繕課		トイレ改修工事建築	A-02	
※【 】書きは、工事範囲を示す。		竣工	図面名	// L ±	縮尺 A2=-	
	R6. 6			位上表	A3=71%	

CB+M【撤去】

樹脂モルタル【新設】

M【新設】

LGS【新設】

MIYA	株式 会社	宮	建	築	設	計
管理建築士	1級33	337	07号	清水	康仁	ŧ
1級建築士事	務所 征	恵島県タ	印事登	禄第 1	105	5 0 号
徳島市福島一	丁目5≹	≸6号	TEL (088) 62	25-550	5(代)

和便器【撤去】 天井点検口【撤去】

モップ掛け【新設】

天井点検口【新設】

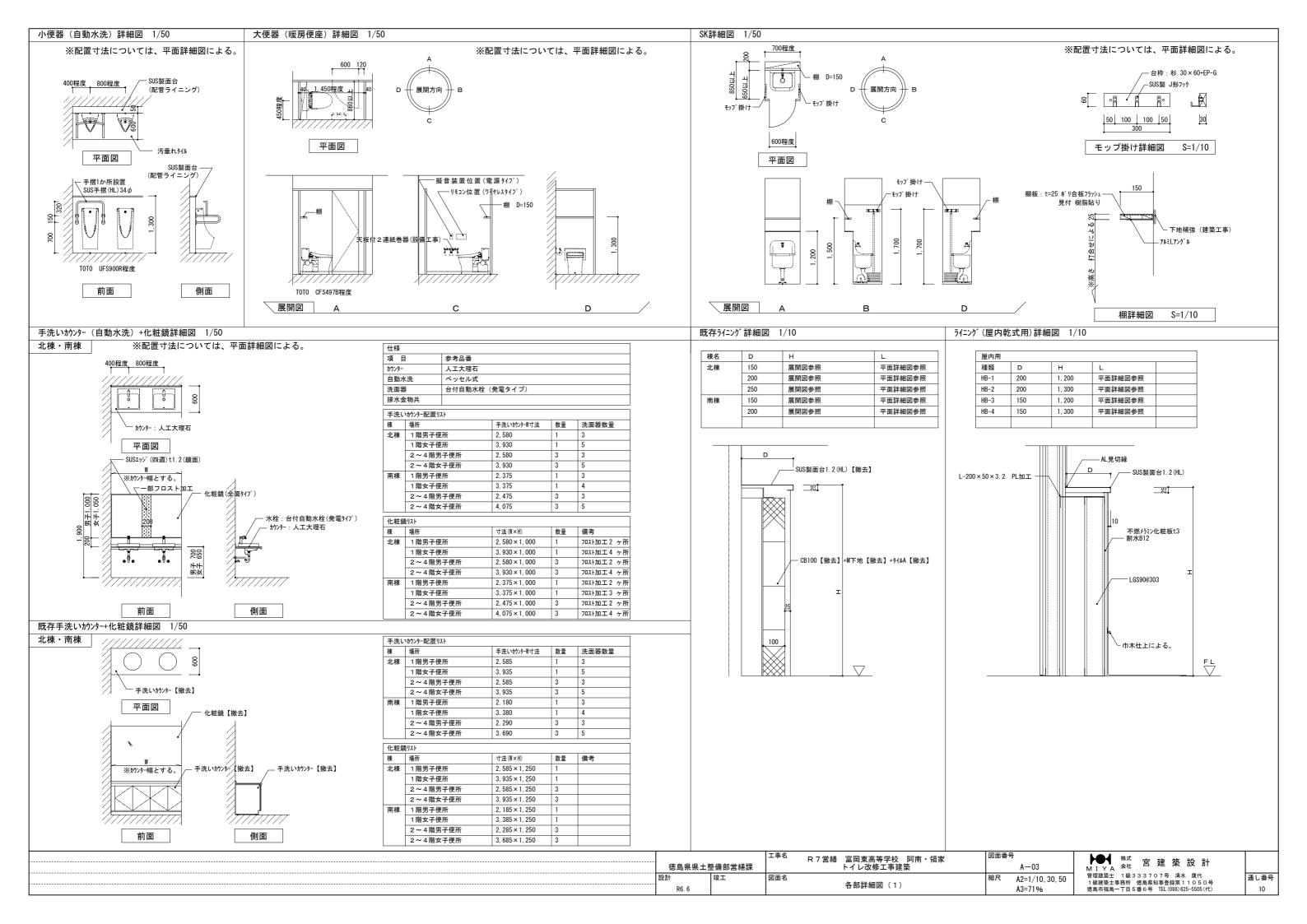
化粧鏡【撤去】

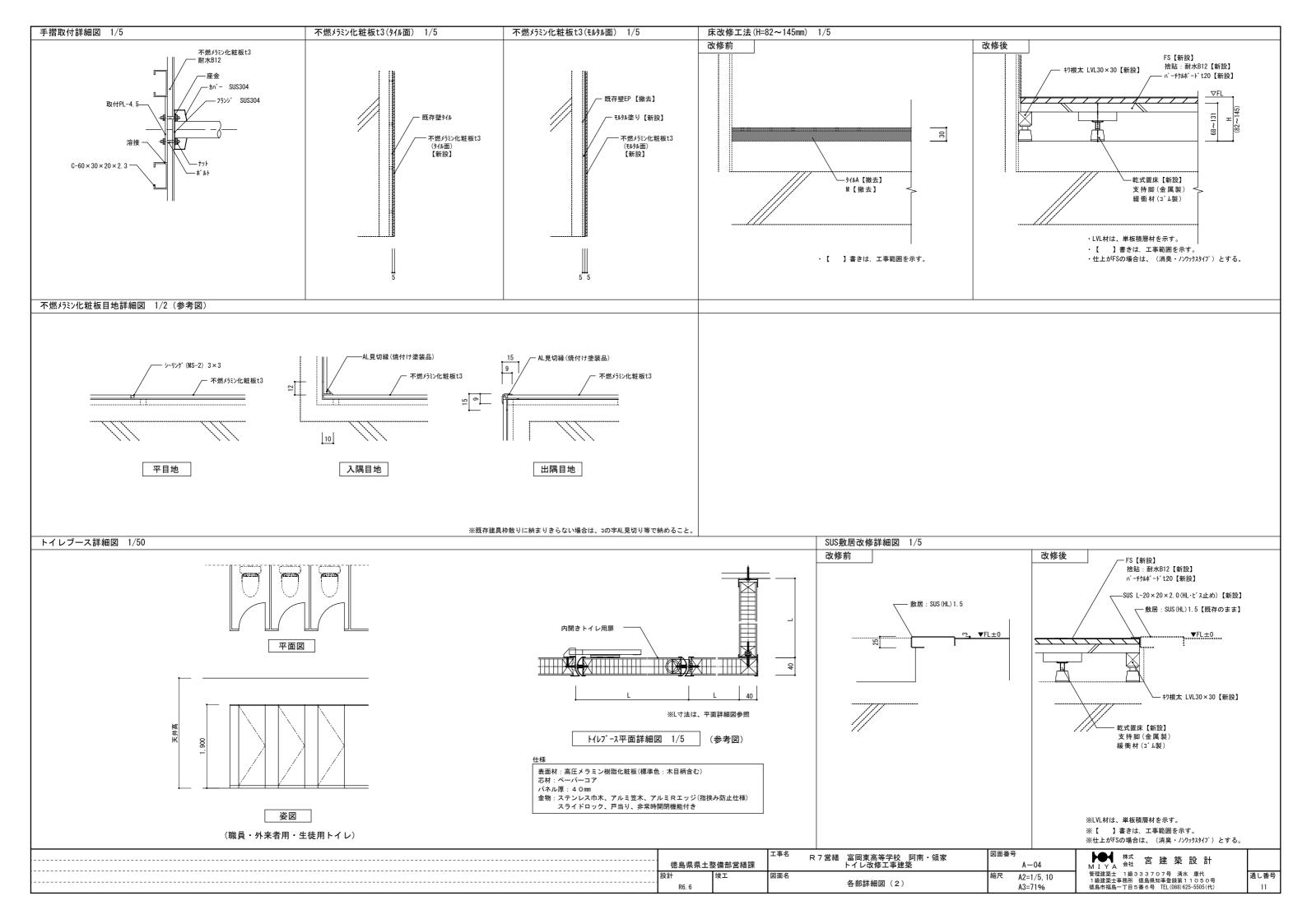
棚【新設】

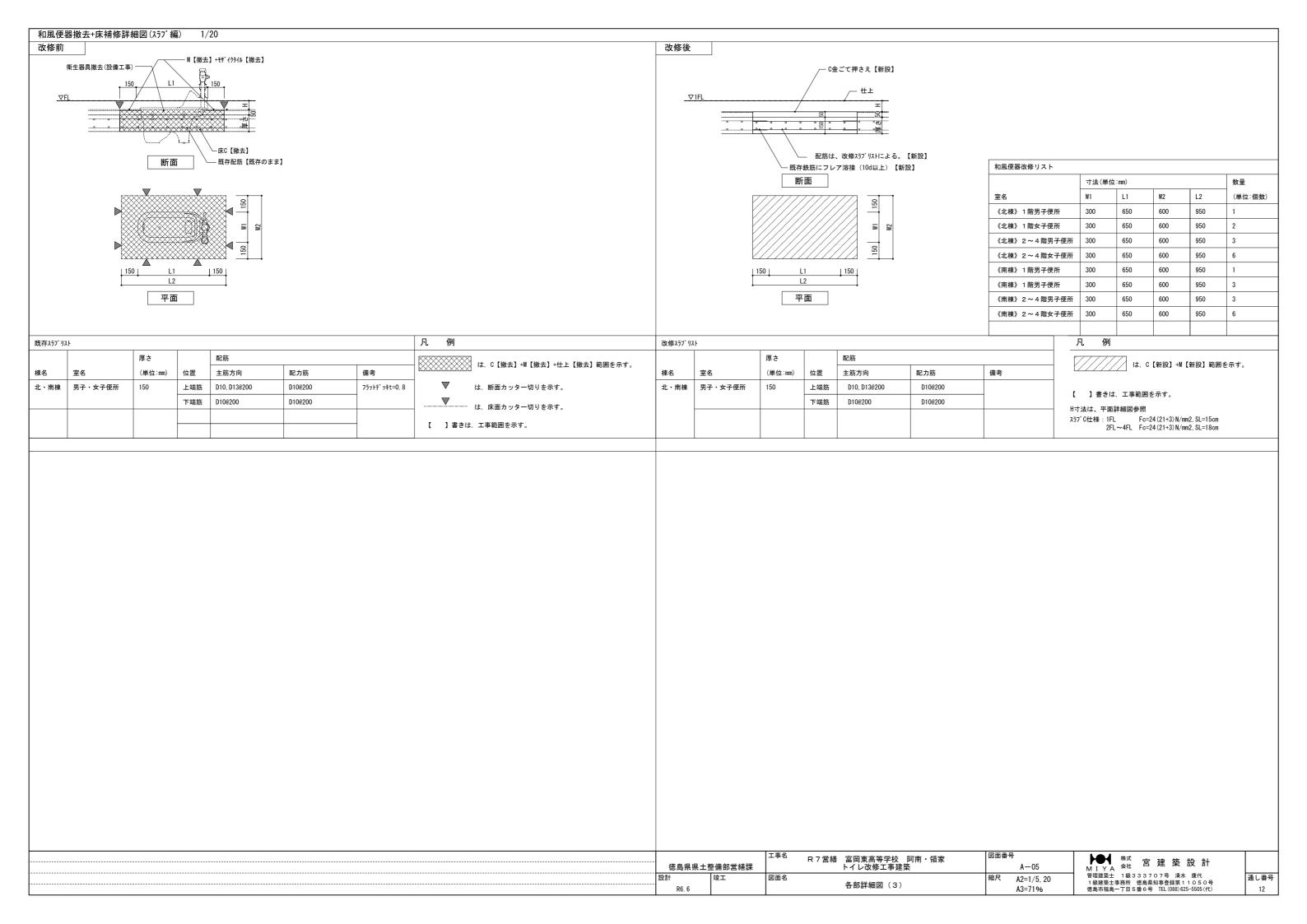
トイレブース【新設】

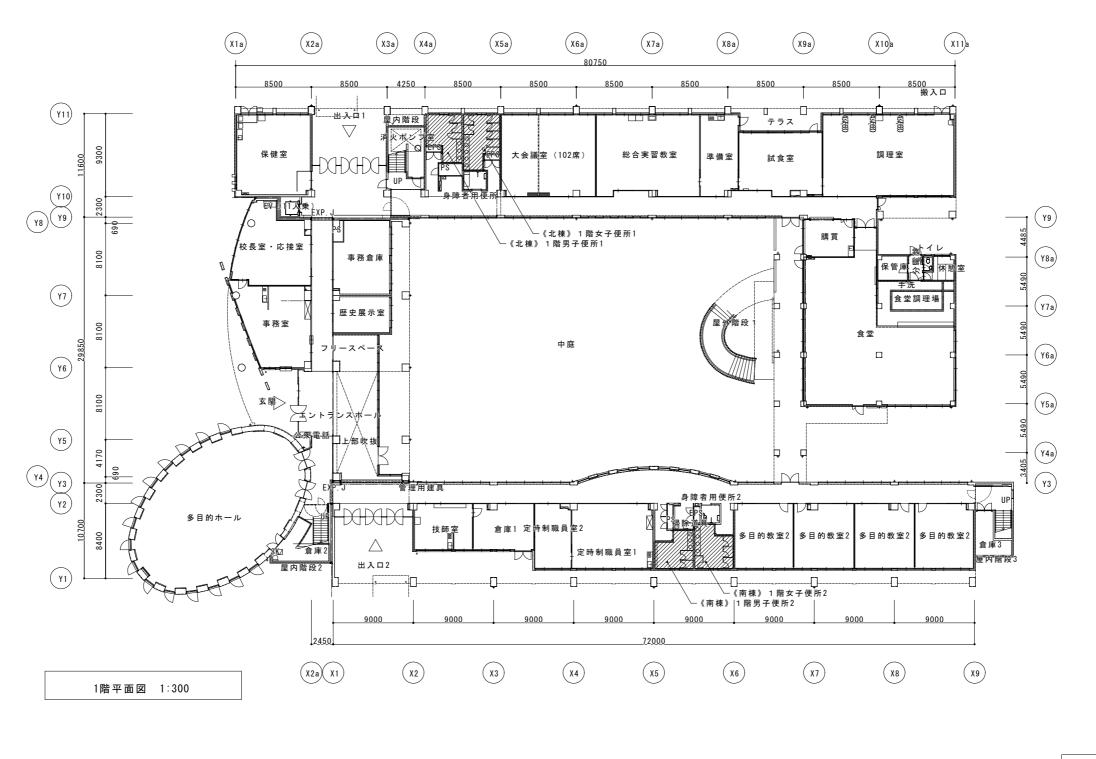
化粧鏡【新設】

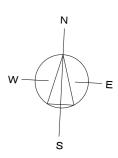
手洗いカウンター【新設】











凡例

/////////// 工事対象範囲を示す。

改修内容については、平面詳細図参照

			工事名	R 7 営繕 富岡東高等学校 阿南·領家	図面都	号	Het
ı	徳島県県土	整備部営繕課		トイレ改修工事建築		A-06	MIYA
-	設計	竣工	図面名	4 PH T T G	縮尺	A2=1/300	管理建築: 1級建築:
	R6. 6			1 階平面図		A3=71%	徳島市福島

株式 宮 建 築 設 計 7 I Y A 会社 宮 建 築 設 計 7 理建築士 1 級 3 3 3 7 0 7 号 清水 康代 1 級建築士事務所 德島県知事登録第 1 1 0 5 0 号 8島市福島一丁目 5 番 6 号 TEL (088) 625-5505(代)

通し番号 13



R6. 6

図面名

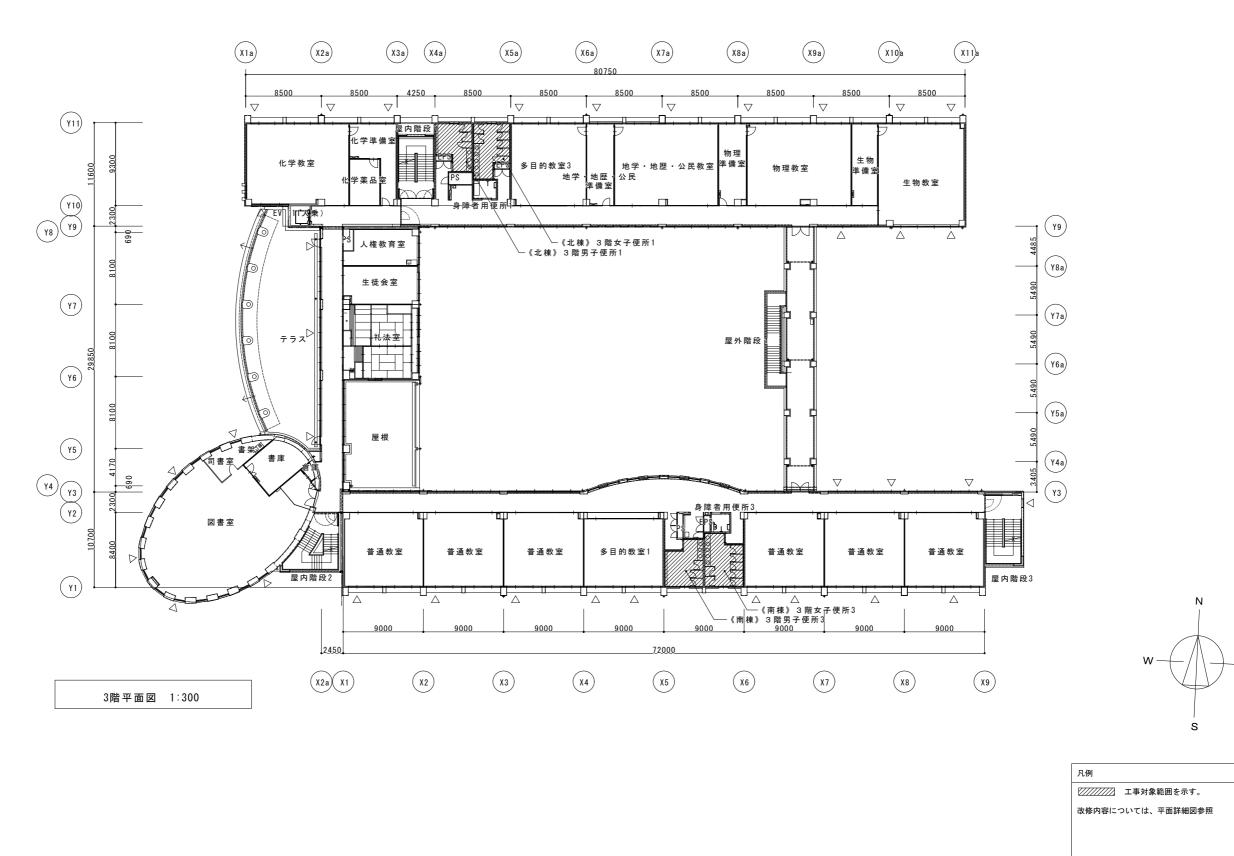
2階平面図

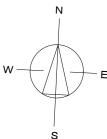
縮尺 A2=1/300

A3=71%

通し番号

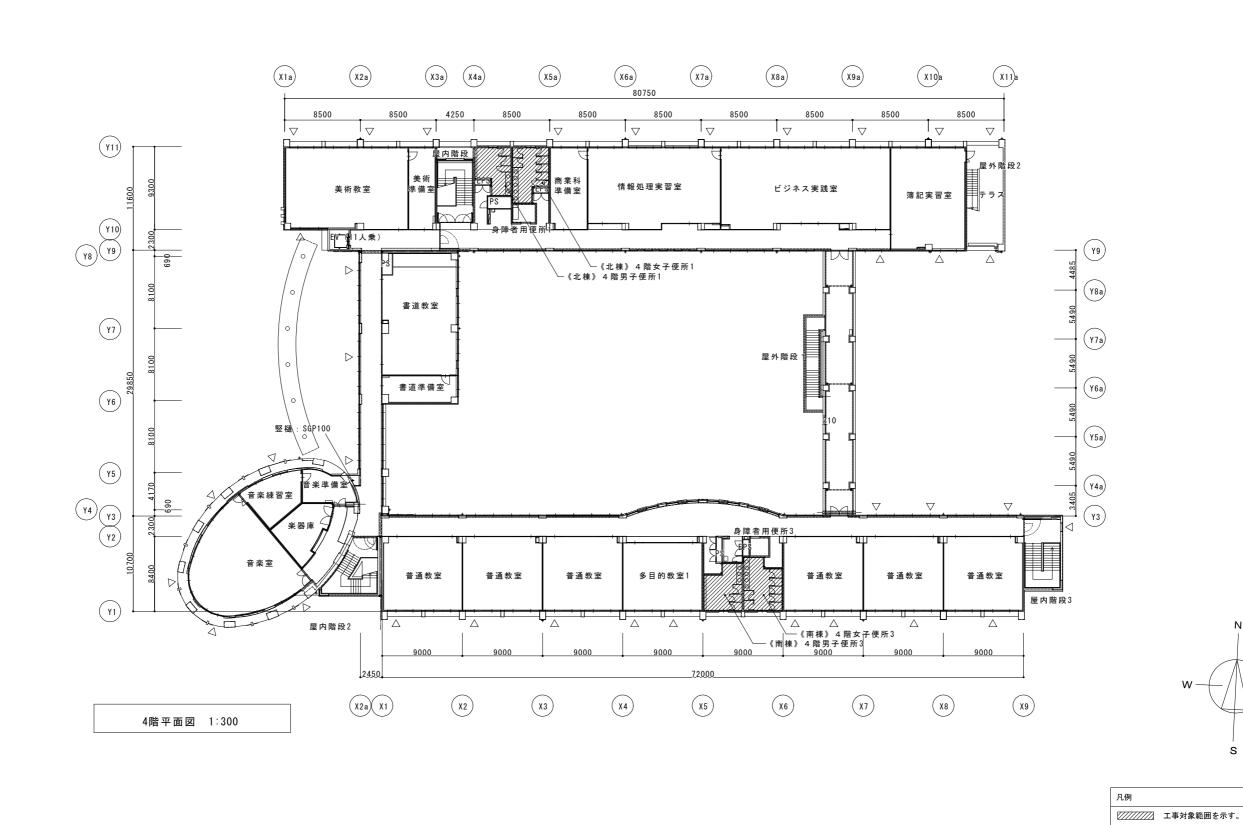
14





通し番号 15

T事名 R 7 営繕 富岡東高等学校 阿南・領家 図面番号 株式 宮 建 築 設 計							
徳島県県土整備部営繕課			工事名	R 7 営繕 富岡東高等学校 阿南・領家	図面都	番号	
Man	徳島県県土	.整備部営繕課		トイレ改修工事建築		A-08	MIYA Start Land Committee
R6. 6 3 階半面図 A3=7196 G8市福島-平1575 (R6. 1 G88) (825-5505 (代)	設計	竣工	図面名	- 114	縮尺	A2=1/300	
	R6. 6			3 階平面図		A3=71%	



徳島県県土整備部営繕課

R6. 6

図面名

改修内容については、平面詳細図参照

A - 09

A3=71%

縮尺 A2=1/300

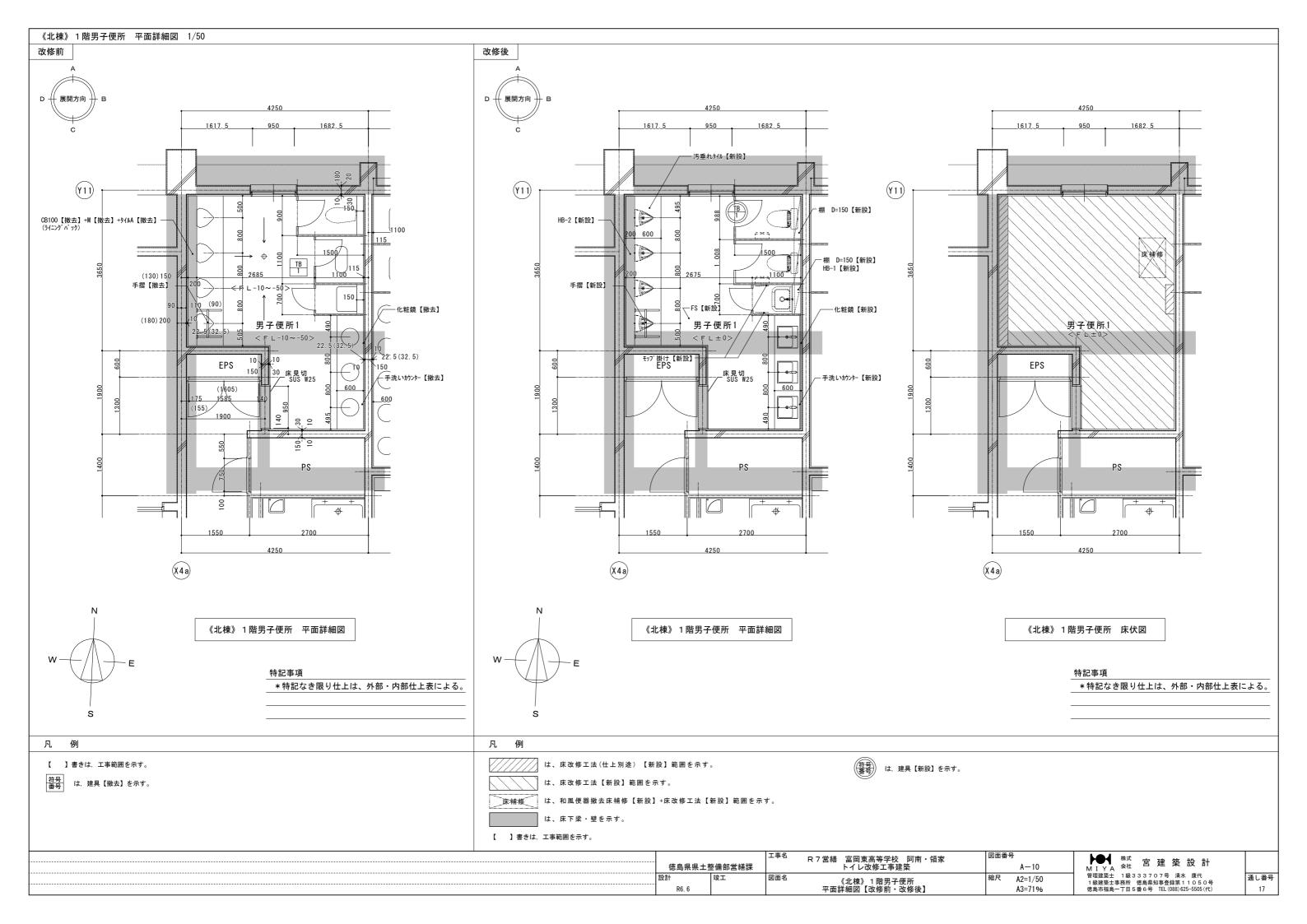
R 7 営繕 富岡東高等学校 阿南・領家 トイレ改修工事建築

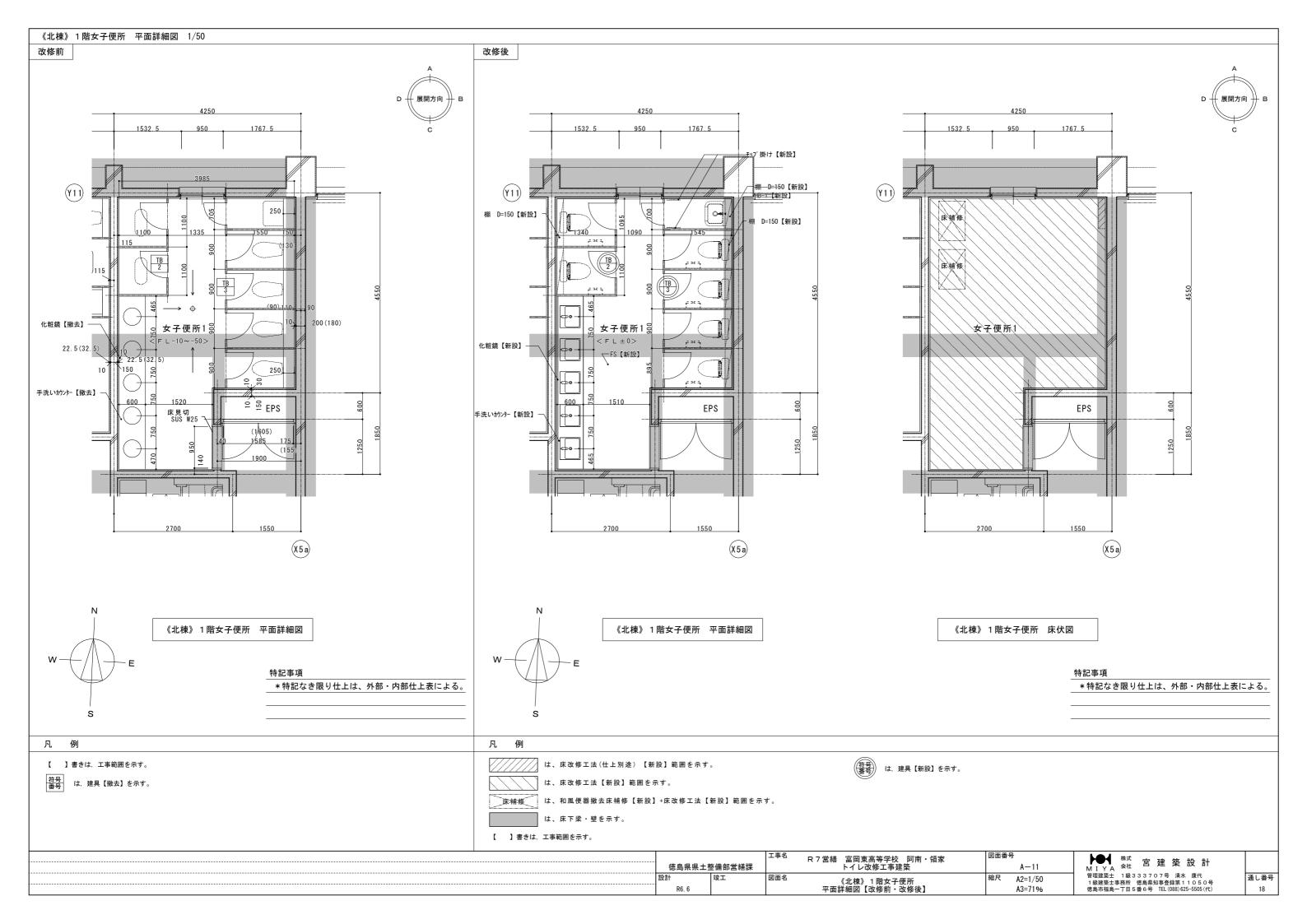
4階平面図

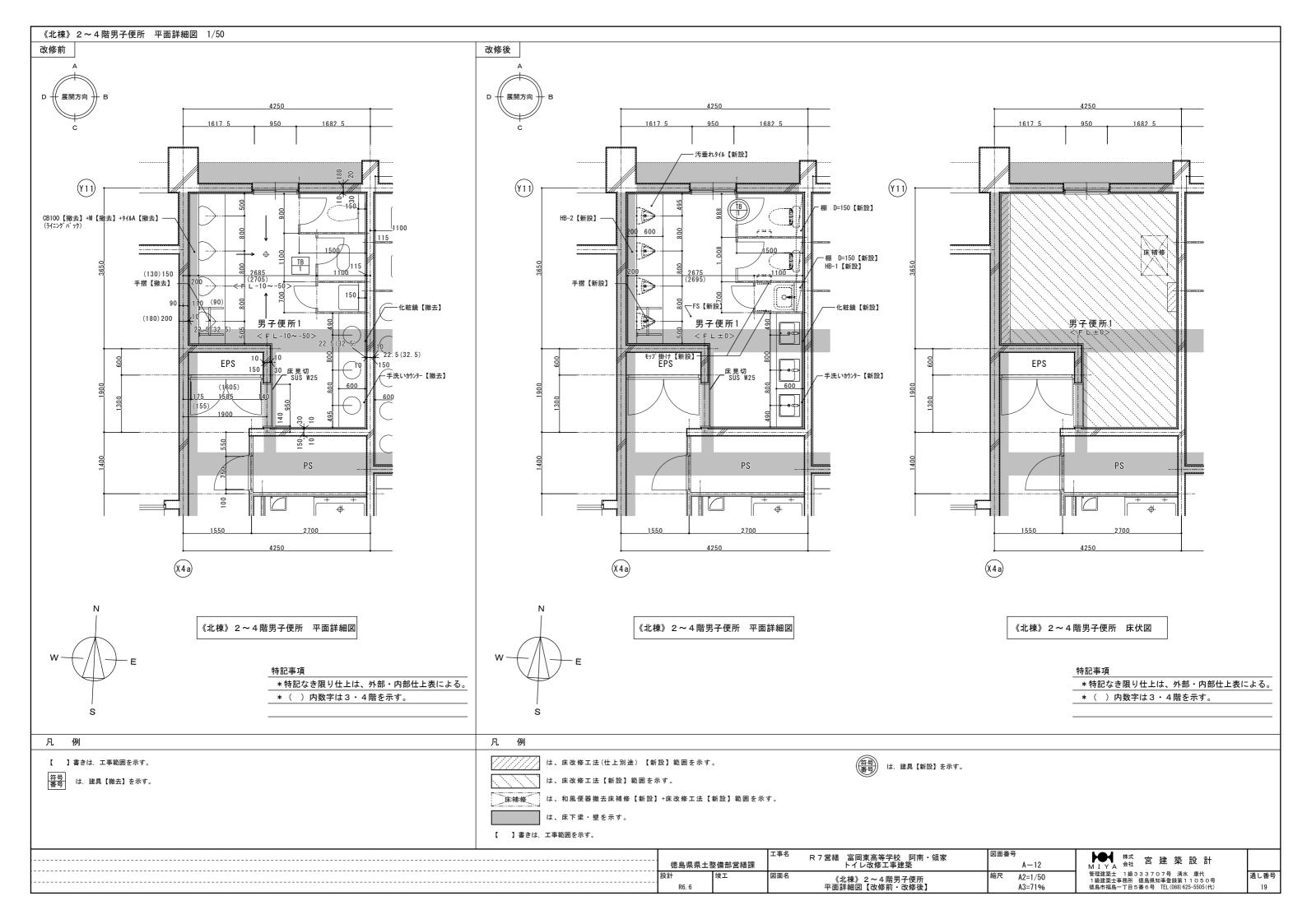
MIYA 会社 宮 建 築 設 計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 德島県知事登録第11050号 德島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)

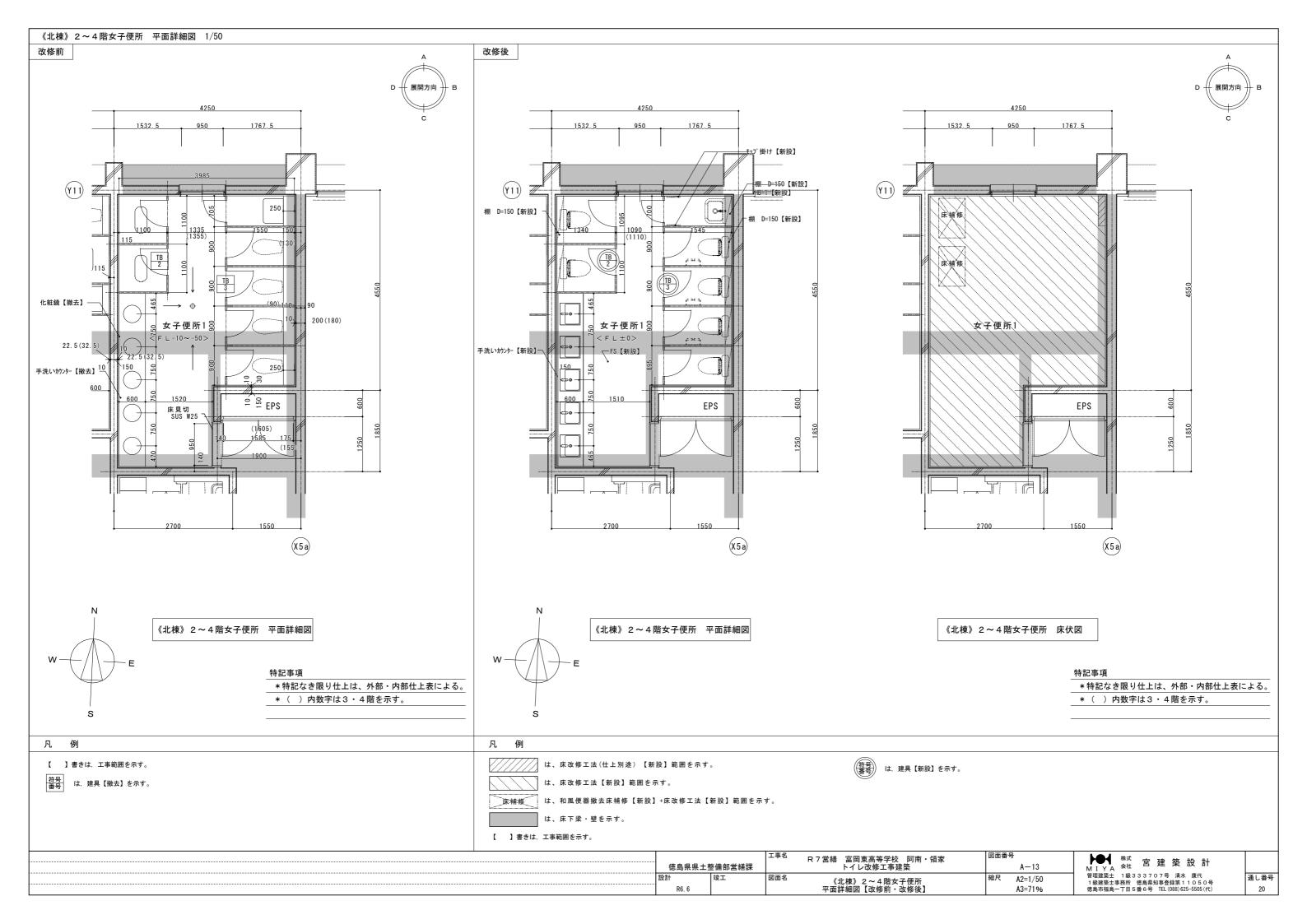
通し番号

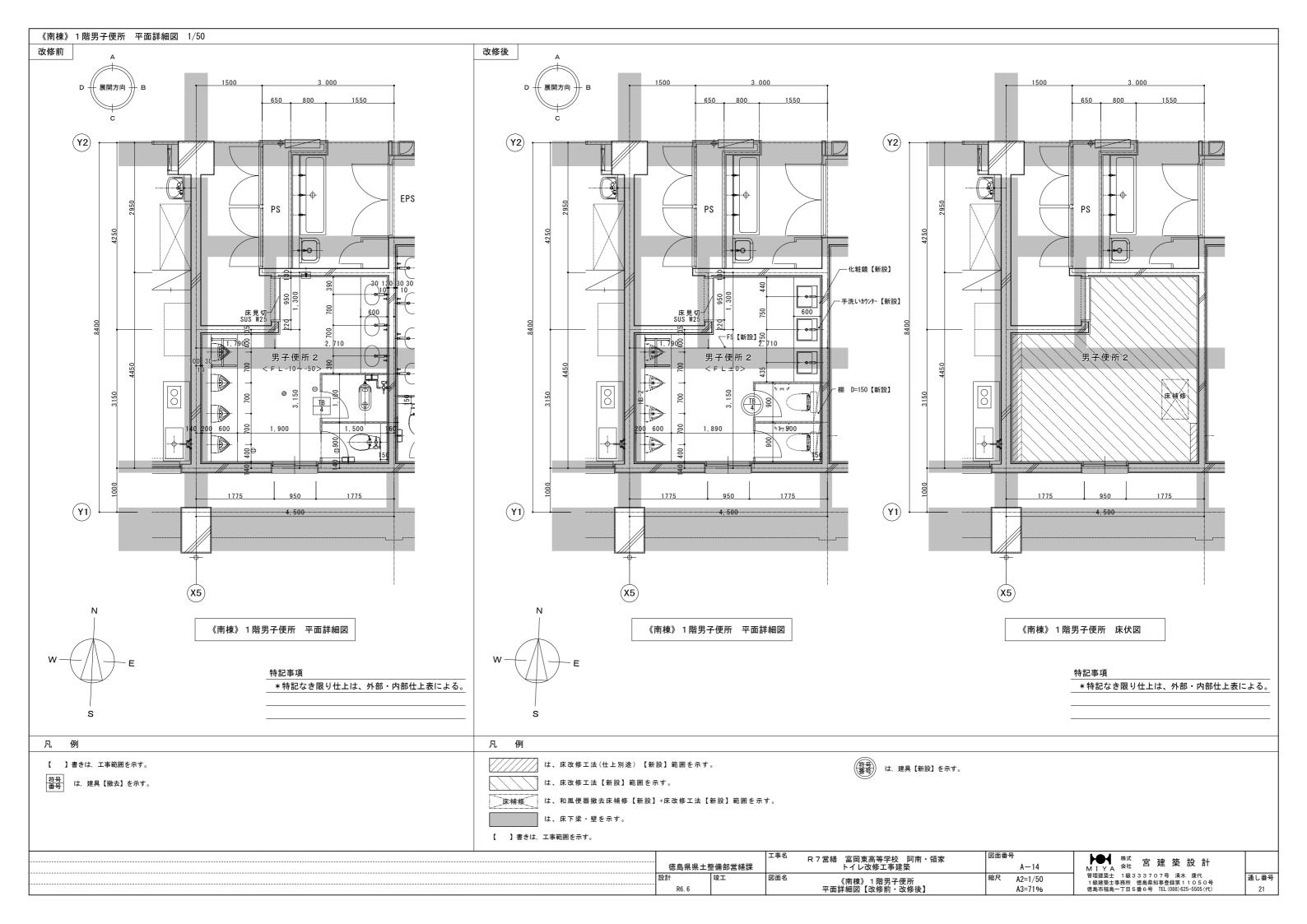
16

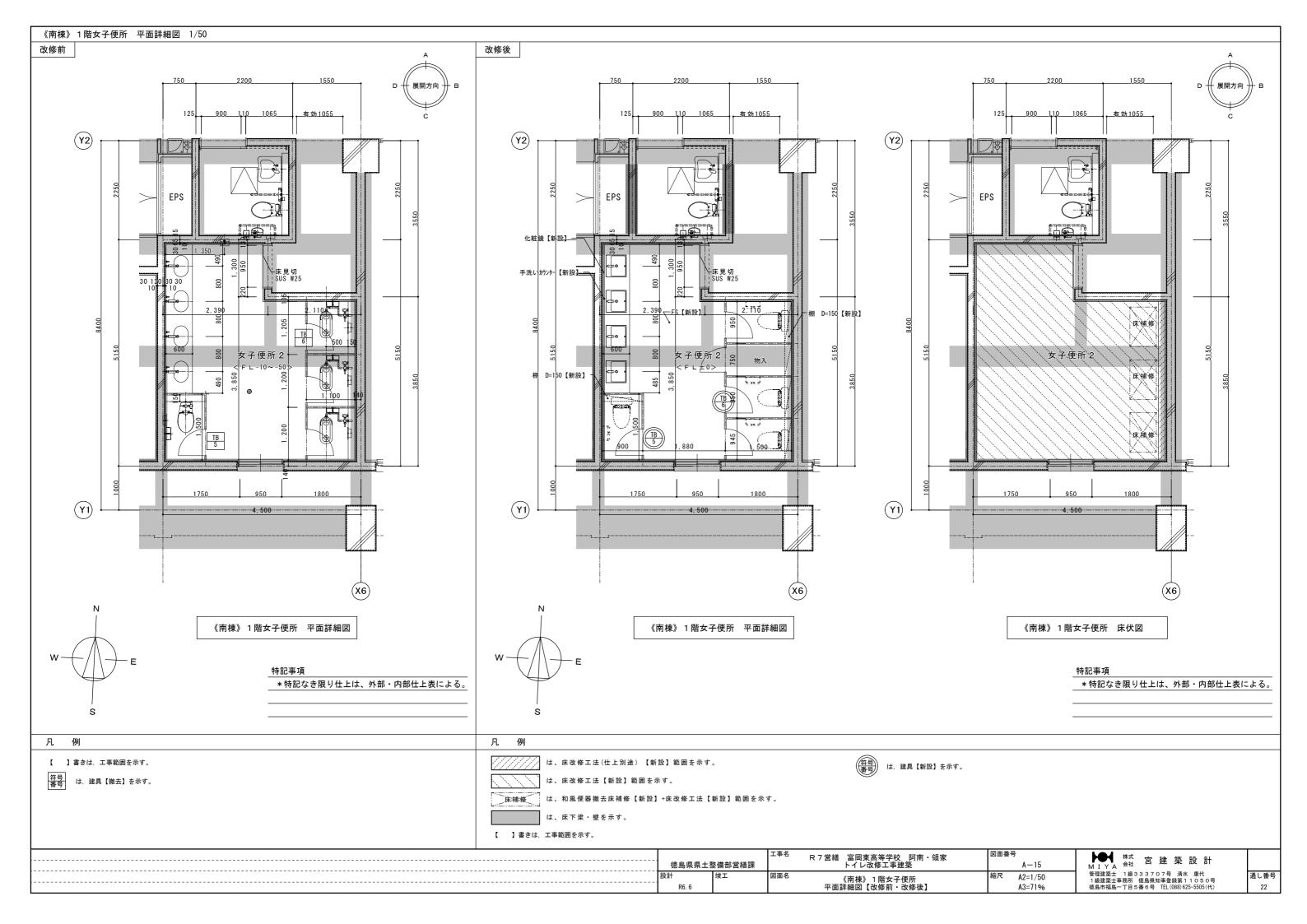


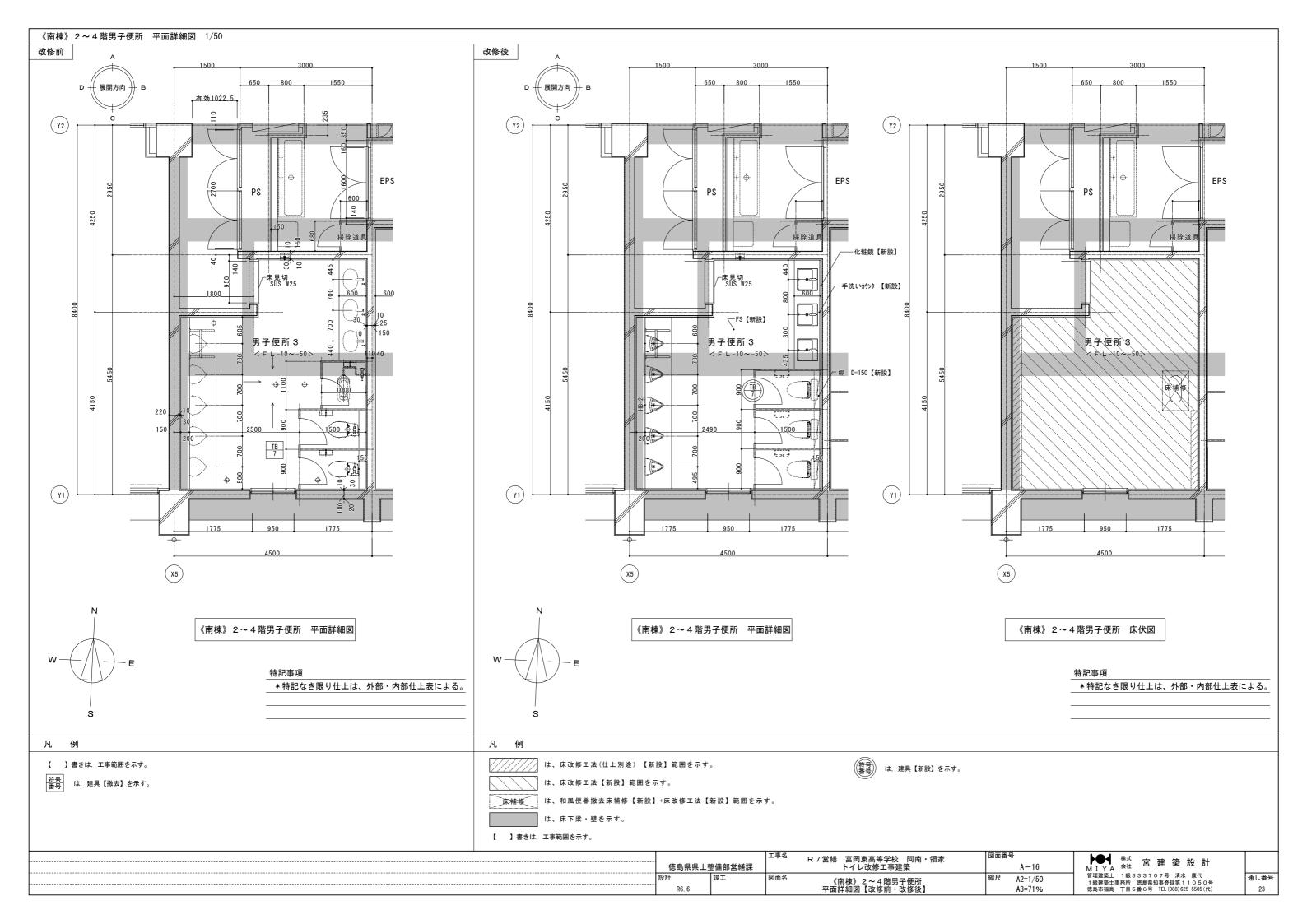


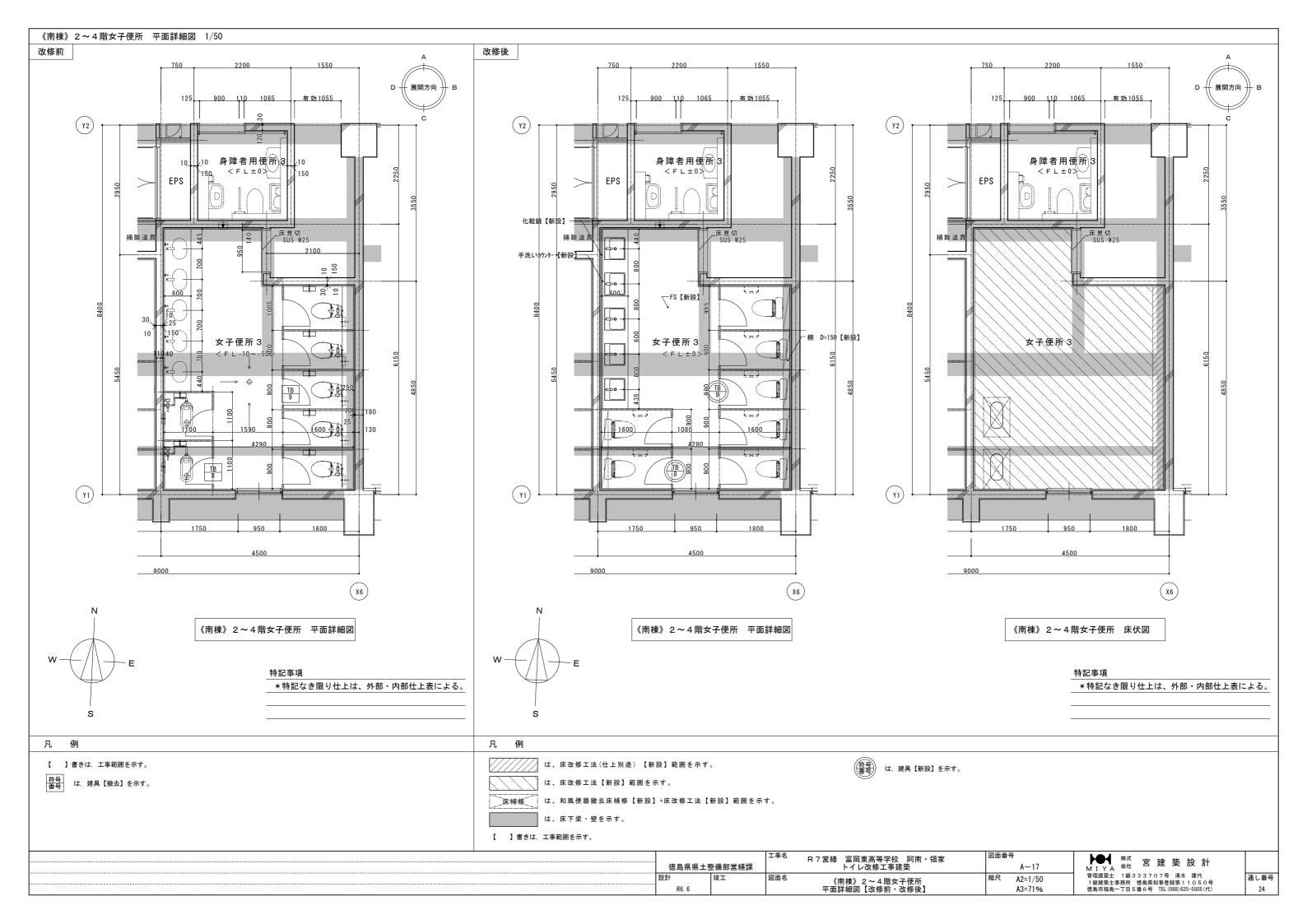


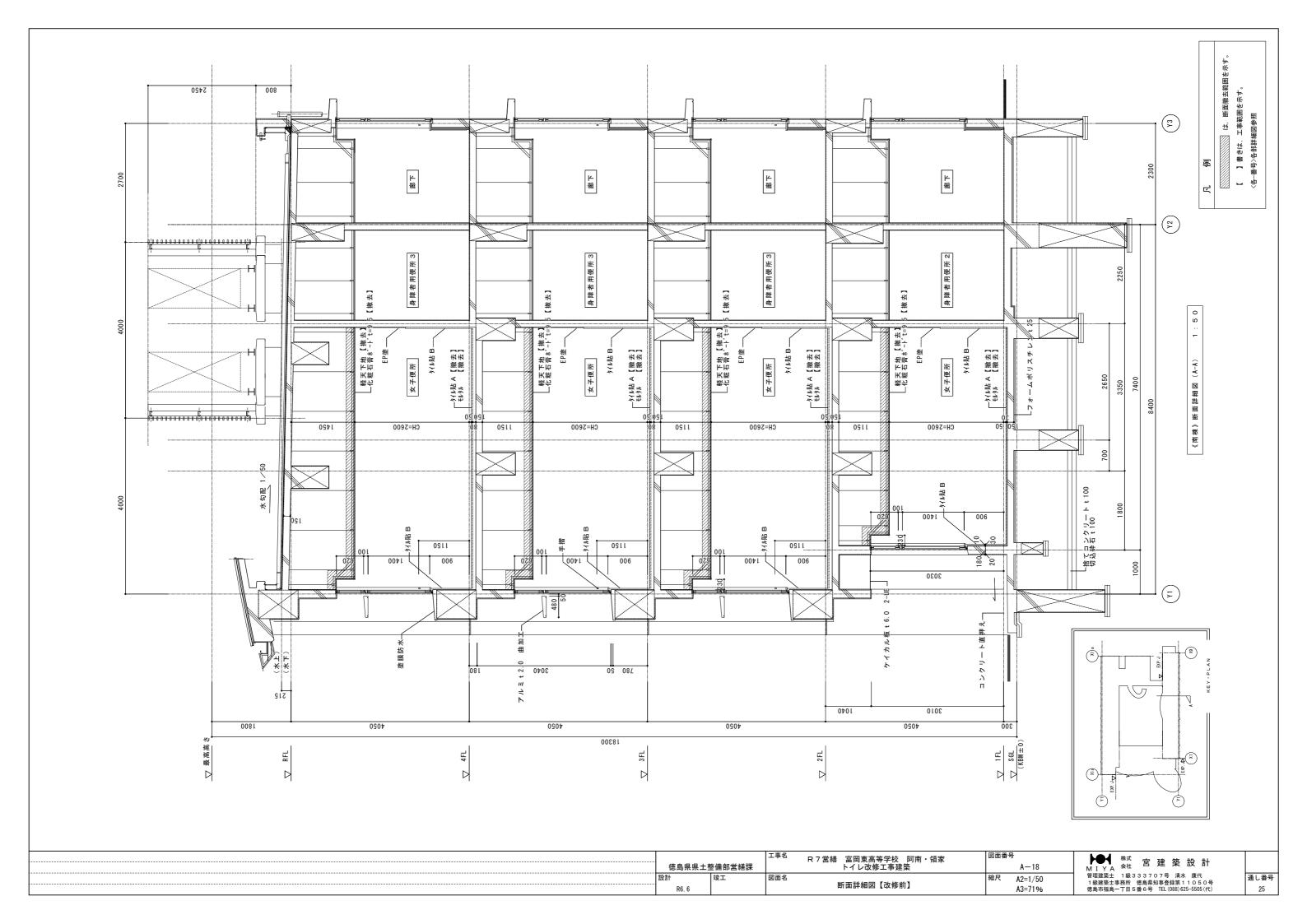


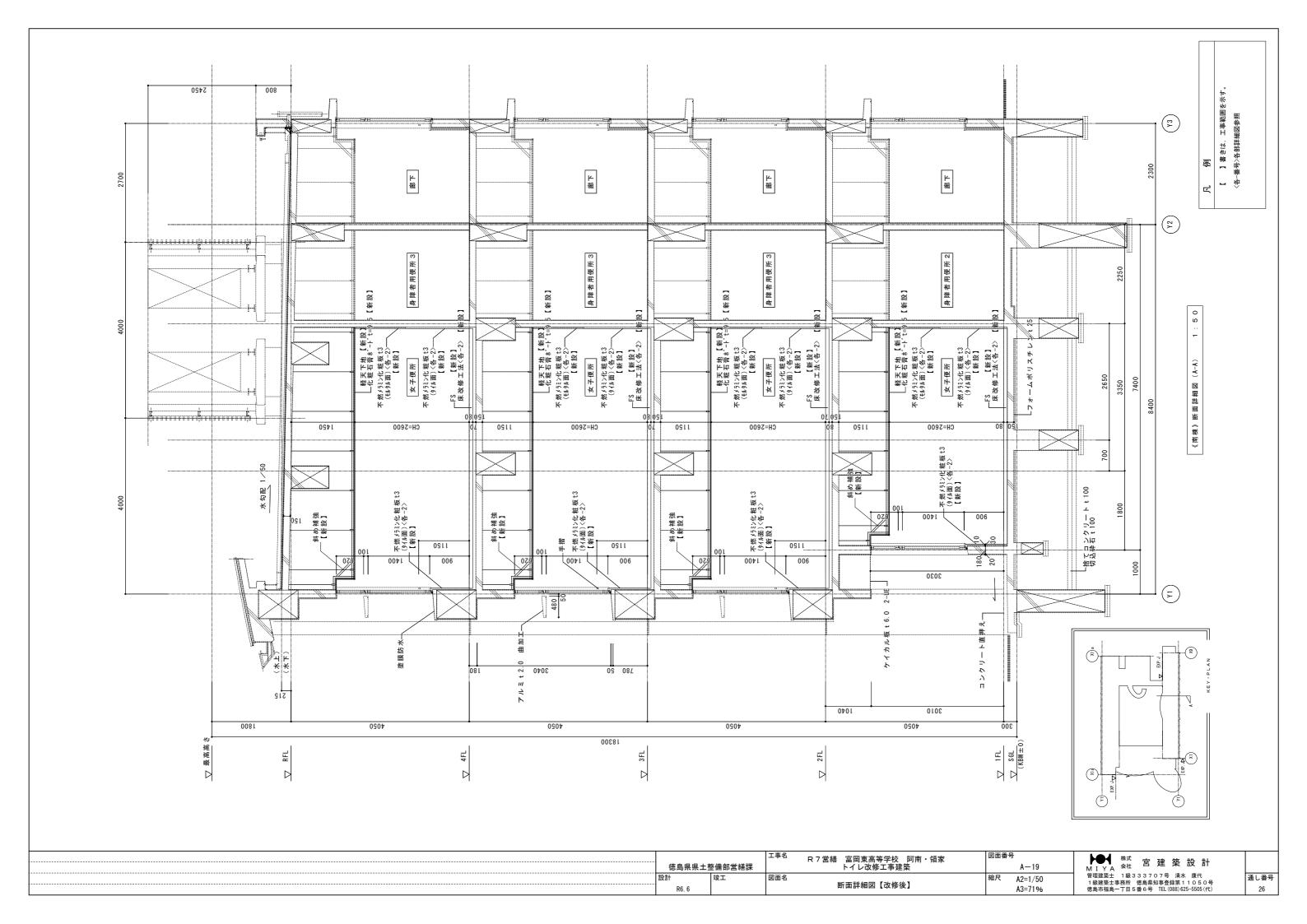






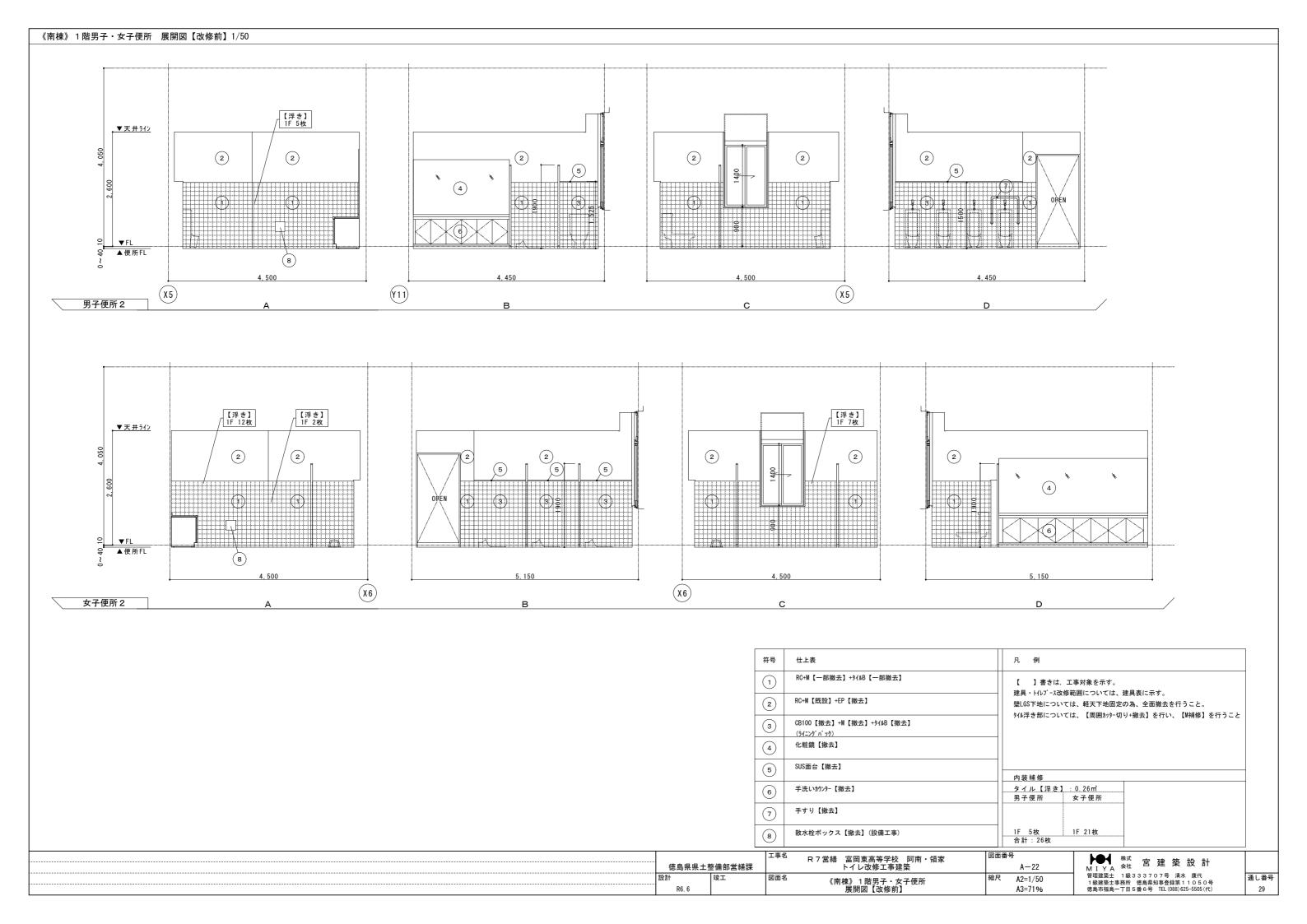








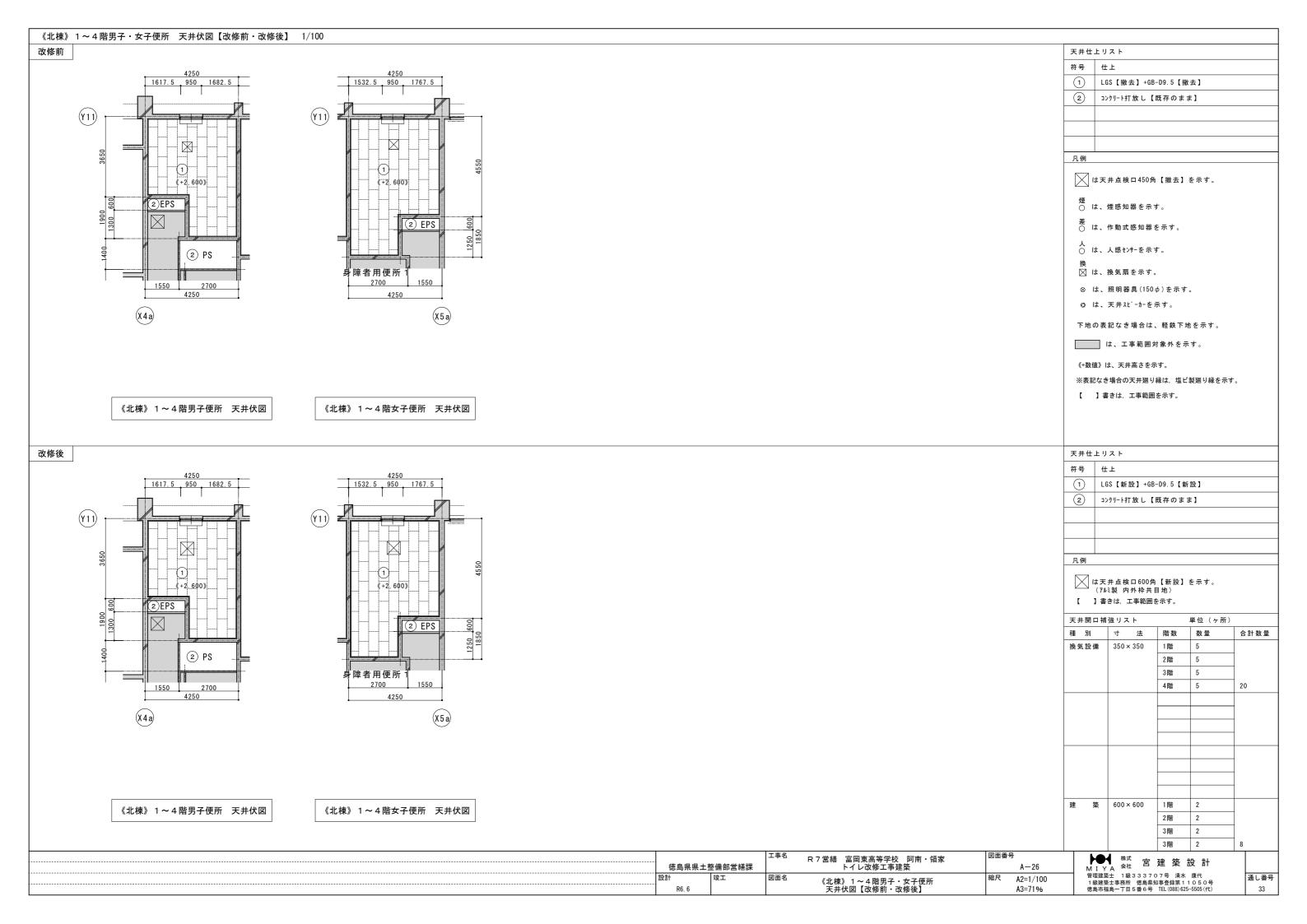




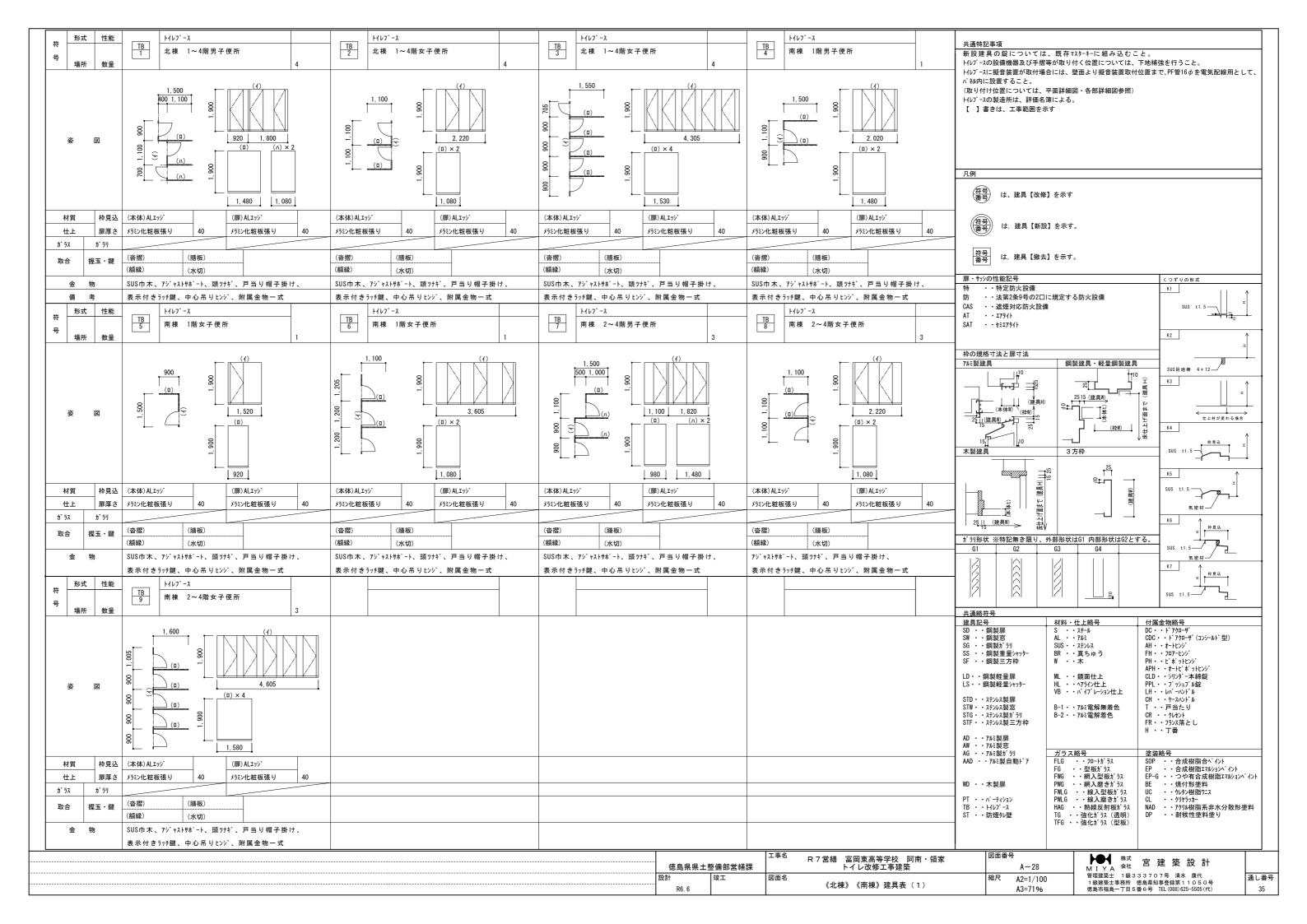


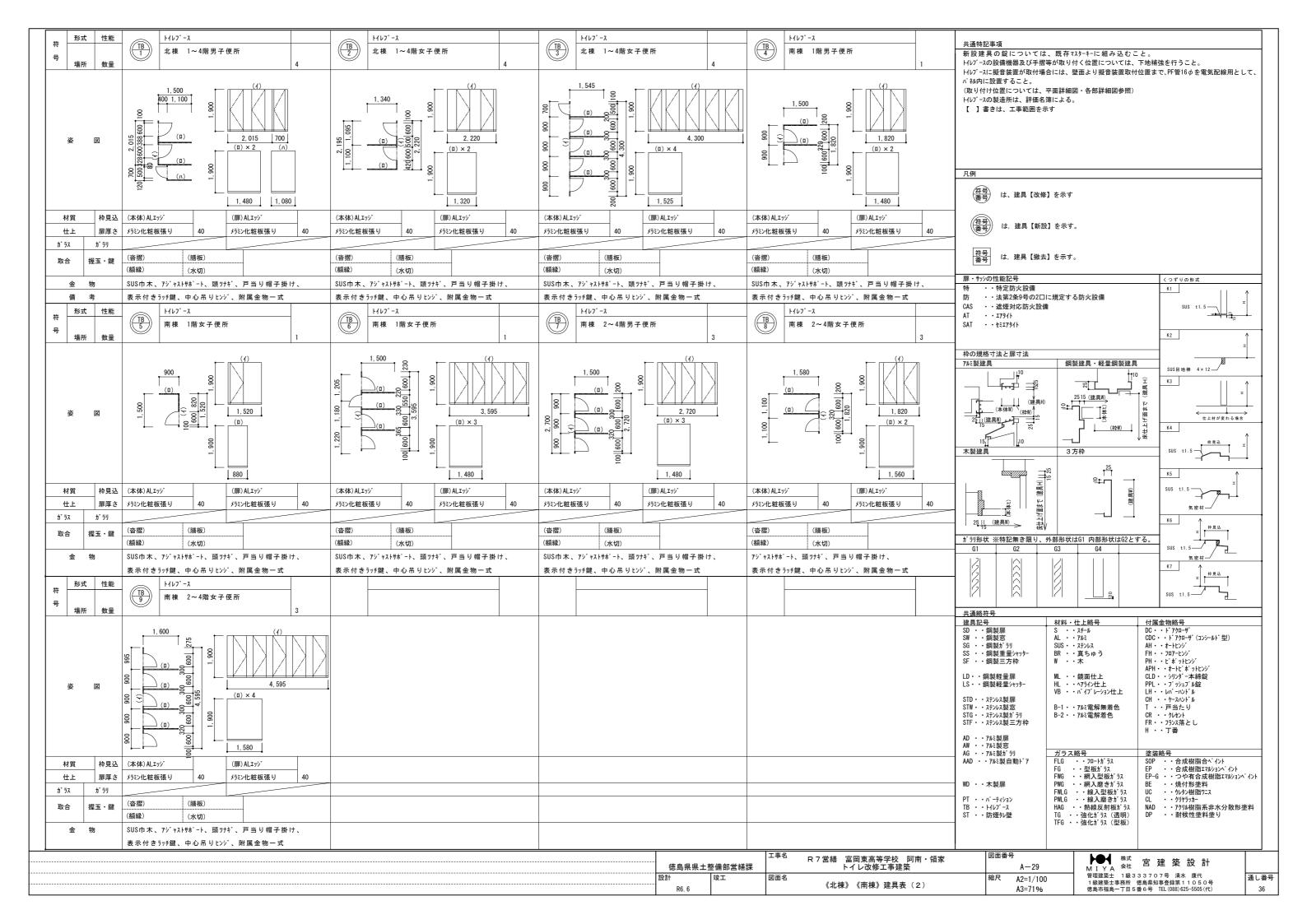


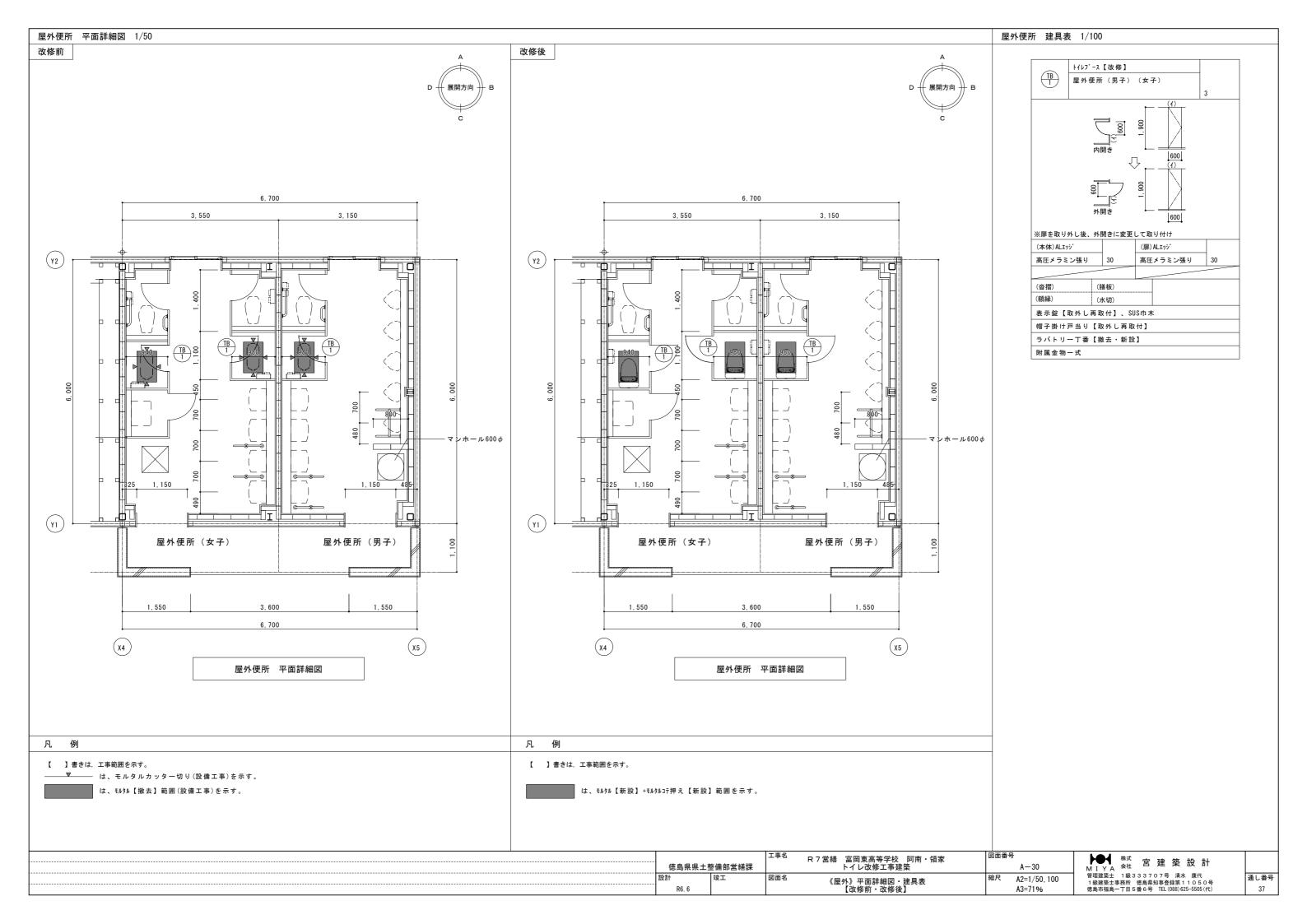


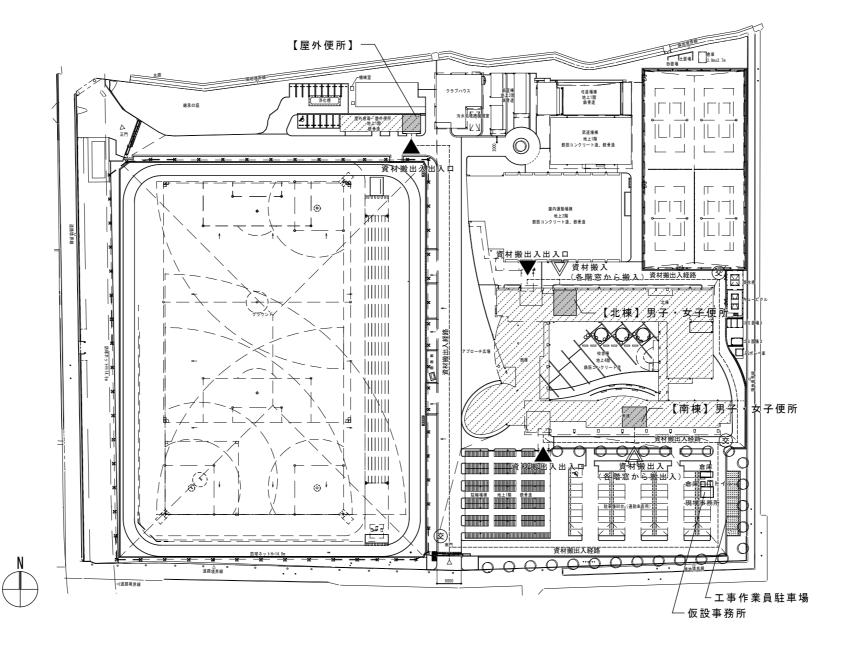




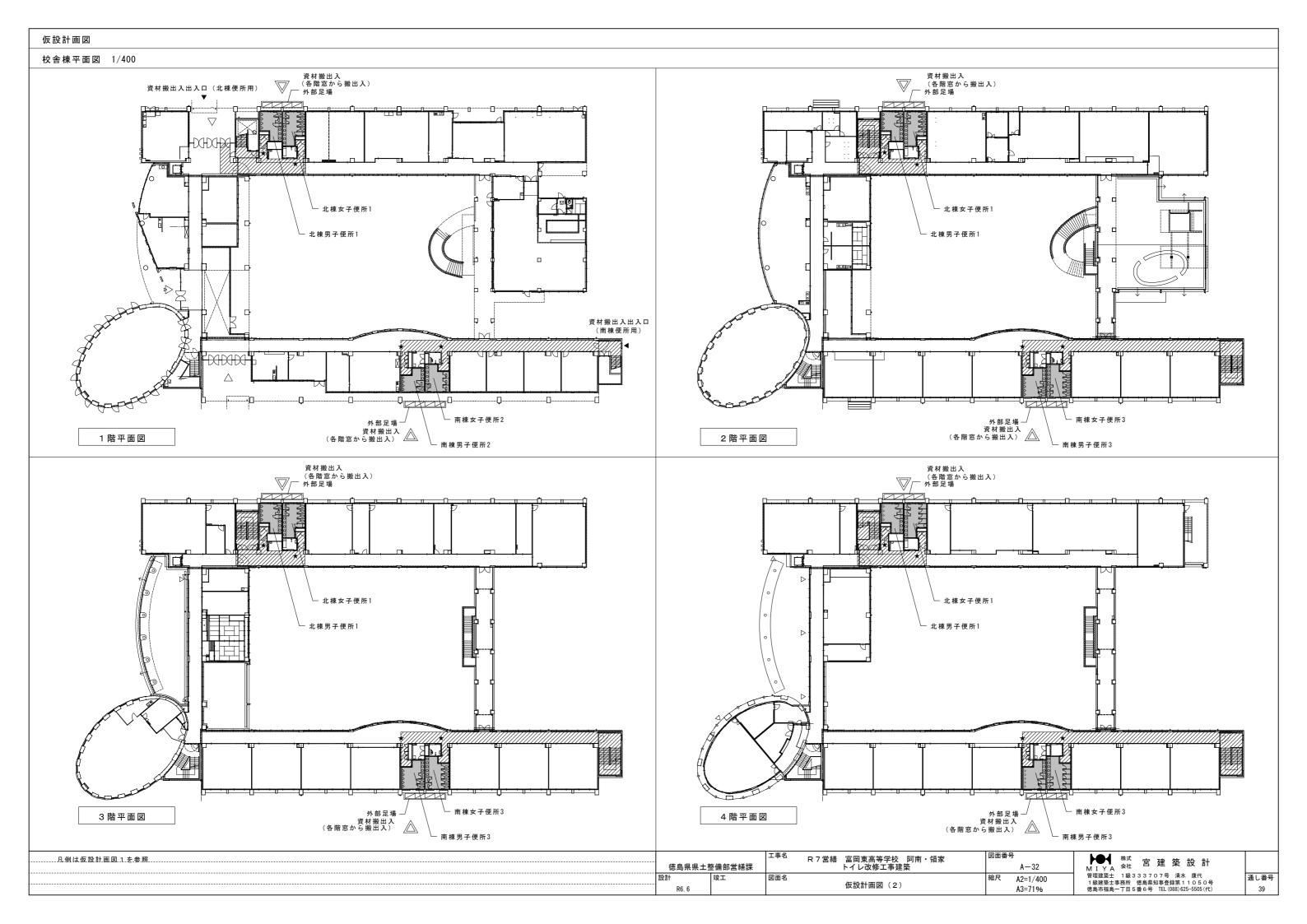








凡例	仮設リスト (参考)		特記事項
エ事対象建物を示す。	記号 名称	摘要	①資材置場、工事車両置場、工事用電力、用水の採取場所については仮設計画書を作成の上、施設管理者と協議し承認を得ること。
	诵路卷牛	普通合板3+塩化ピニル製床養生シート	②本工事で行う養生は、別途発注の設備工事にも無償で使用させること。 ③工事期間中は、通路部分養生の清掃を適宜実施し、工事区域を清潔の保持に努めること。
工事対象範囲を示す。	仮設間仕切	LGS65+GB-R9.5(片面・素地)	また、学校運営上の都合により通路養生を一時的に撤去しなければならないことがあるので、学校管理者との工程調整を随時実施し、情報共有に努めること。
^{資材搬出入出入口} 資材搬入出入口を示す 。	★ 仮設間仕切戸	木製片開き扉 W900×H2,000	
資材搬出入 (各階窓から搬出入) 資材搬入(各階窓から搬入)を示す。	交通誘導員	交通誘導員B	
※現場仮設事務所位置は配置図参照	外部足場	枠組本足場(手すり先行方式)幅900mm 最上部安全手摺 メッシュシート張り(防炎 I 類) 枠組本足場(手すり先行方式)幅900mm 最上部安全手摺	
		メッシュシート張り(防炎 I 類)	□ T事名 R 7 営繕 富岡東高等学校 阿南・領家
			設計 竣工 図面名



■ 施工にあたっての留意事項

- 1,この改修工事は、日常の学校生活を継続しながらの施工となり、学校の授業に影響が出ないように十分に配慮しなければならない為、学校の授業に影響のある騒音・振動等を伴う工程は、休日又は夜間に行うことを見込んでいる。よって、学校のテスト期間中などを考慮した詳細工程を作成し、学校管理者と調整をしながら学校の運営に影響が出ないようにすること。
 2.別途設備工事との取り合いが多いことから、建築・設備の総合図のとりまとめや、現場進行管理等、本改修工事の全体調整は、本工事受注者が積極的に行うこと
 3.学校を使用しながらの改修工事となため、工事範囲内外を問わず、関わる全ての場所において、整理整頓、清潔の保持、仮設物の点検を日常的に実施する等、生徒・学校関係者及び来容者の安全・衛生確保に努めること。
 4.校舎棟ステップ1(給水縦配管工事)については、学校の運営に支障を及ぼす工程の為、学校管理者と協議の上、日程調整を行うこと。
 5.校舎棟については、工事期間中の生徒用女性便所の便器数の数量確保を考慮し、東側便所より改修を行うこと。

工事範囲グループリスト									
グループ名	棟名	室名							
北棟	北棟	1~4階男子便所・女子便所							
南棟	南棟	1~4階男子便所・女子便所							
屋外	屋外便所	男子便所・女子便所							

※1か月間は、<u>30日として作成している。</u>

概略工事工程表	期間(月)	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月
	期間(日)	7 14 21 28	35 42 49 56	63 70 77 84 9	1 98 105 112 119	126 133 140 147	154 161 168 175 1	82 189 196 203 210	217 224 231 238	245 252 259 266 2	273 280 287 294 30	1 308 315 322 32	9 337 344 351 35
校舎棟ステップ 1 《北棟》	建築工事	現地調査: 達.	#I# 0	解体工事 開口塞ぎ			壁下地 床下地 内部仕上						
	(空調工事)	施工計 現地調査 機器項	画書:施工図作成 一	器具・機器 ダクト撤去 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ć	機器・ダクト新設 ・	y	美装 Q〇〇〇 試運転調整 検査					
	電気工事	施工計 ②・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	画書:施工図作成 ○ ・ 機器発注	器具・機器 照明器具類撤去 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ķ	壁・天井電気配線)))	器具取付 美装 ② ② ② ② ② ② 校 1					
	管工事	ΦΦ	画書・施工図作成 ・ 厳菌・機器発注	のまた。 配管撤去 ○	Ķ	配管新設))	器具取付 美装 ①					
校舎棟ステップ 2 《南棟》	建築工事							準備工事 ○○C		ぎ ⊕ 養生期間 ○○	47型 (C)	□ 床下地: □ 内部仕上	1-71-工事
	(空調工事)						□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	計画書・施工図作成 承諾図・機器発注	器具・機器 ダクト撤去 	-	機器・ダクト新設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		美 〇一〇 試運転調整
	電気工事						①·	計画書:施工図作成 の 承諾図・機器発注	照明器具類撤去 ①	0	壁·天井電気配線 		具取付 美装 ()
	管工事						施工言	計画書・施工図作成 (承諾図・機器発注	配管撤去 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	0-	配管新設 □ □ □		器具取付 美数
校舎棟ステップ3 《屋外便所》	建築工事				現地調査 〇 ・・・・・・・・・・	準備工事	現地調査 ① 美装石 ① ① ① ② 美装石 準備工事 検). 查					
	電気工事				Φ Φ	工計画書 - 施工図作成 8器承諾図 · 機器発注	接音装置電源 美装 和 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	D:: :::::					
	管工事				Ф	エ計画書・施工図作成 農器承諾図・機器発注	便器改修	養査 ン					

徳島県県土塾	整備部営繕課	工事名	R 7 営繕 富岡東高等学校 阿南・領家 トイレ改修工事建築	図面番号	} A−33	N
設計	竣工	図面名		縮尺	A2=-	1
R6. 6		留意	留意事項・参考工程表		A3=71%	Ü

通し番号